

「地上デジタル放送の今後への期待」

セミナー報告書

2009 年 3 月 15 日（日）

財団法人 日本障害者リハビリテーション協会

全国労働者共済生活協同組合連合会 助成事業

「地上デジタル放送の今後への期待」セミナー

目次

●セミナー開催概要とプログラム	-----2
-----------------	--------

●セミナー報告

・開会挨拶	-----4
-------	--------

・基調講演	-----5
-------	--------

・行政報告	-----12
-------	---------

・デジタル放送の技術と取り組み	-----17
-----------------	---------

・パネルディスカッション	-----45
--------------	---------

地上デジタル放送の今後への期待

日時 2009年3月15日(日) 午前9時45分から16時30分まで

会場 秋葉原コンベンションホール 2階ホール

大阪会場 特定非営利活動法人 CS 障害者放送統一機構

※東京／大阪 生中継

参加費 無料

主催 (財) 日本障害者リハビリテーション協会

【全国労働者共済生活協同組合連合会 助成事業】

プログラム (敬称略)

9 : 4 5 開会挨拶 片石 修三 ((財) 日本障害者リハビリテーション協会常務理事／
障害者放送協議会事務局長)

[基調講演]

9 : 5 5 地上デジタル放送の今後に期待するもの
藤井 克徳 (日本障害フォーラム (JDF) 幹事会議長)

[行政報告]

1 0 : 3 5 地上デジタル放送と視聴覚障害者向け放送を巡る政策・取組等について
平林 正吉 (総務省情報流通行政局情報通信利用促進課長)

[デジタル放送の技術と取り組み]

1 1 : 1 5 (1) 世界のデジタル放送とアクセス・サービスの現状
中村 美子 (NHK 放送文化研究所 主任研究員)

1 1 : 5 5 昼休憩

1 2 : 5 5 (2) 英国のデジタル放送受信機の開発について (ビデオ・プレゼンテーション)
リチャード・オーム (英国盲人協会 (RNIB) アクセシビリティ部長)

1 3 : 2 5 (3) 目で聴くテレビと「クローズド手話」放送について
大嶋 雄三 ((特) CS 障害者放送統一機構 専務理事)

1 3 : 5 5 (4) 指定発言【大阪会場】

高田 英一 ((特) CS 障害者放送統一機構 理事長)

岩井 和彦 ((特) 全国視覚障害者情報提供施設協会 理事長)

1 4 : 1 5 (5) 地上デジタル放送受信機の現状と活用例【大阪会場】

1) 開発者の立場から

「みんなのテレビ 三菱液晶テレビ リアル」

谷水 明広 (三菱電機 (株) 京都製作所 AV 機器製造部

新規事業開発担当部長)

- 14 : 35 2) 利用者（視覚障害者）の立場から
「地デジ受像機のアクセシビリティに注目」
福井 哲也（（福）日本ライトハウス点字情報技術センター編集主幹）

[パネルディスカッション]

- 15 : 00 「地上デジタル放送の今後への期待」
パネリスト（五十音順）
大久保 常明（（福）全日本手をつなぐ育成会 常務理事）
高岡 正 （（社）全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 理事長）
南谷 和範 （（特）全国視覚障害者情報提供施設協会
情報アクセシビリティ検討委員会外部委員）
宮本 一郎 （（財）全日本ろうあ連盟 理事）
- コーディネータ
寺島 彰（障害者放送協議会放送・通信バリアフリー委員長／浦和大学教授）

- 16 : 30 閉会

開会挨拶

障害者放送協議会 事務局長・財団法人日本障害者リハビリテーション協会 常務理事

片石修三

皆様、おはようございます。本日はセミナーに参加いただきましてありがとうございます。障害者放送協議会と日本障害者リハビリテーション協会は、障害者と放送・通信に関するセミナーをこれまでも開催してまいりましたが、今回は「地上デジタル放送への今後の期待」ということで開催することといたしました。

障害者がテレビ放送を円滑に利用するためにはハード面、そしてソフト面において幾つかの課題があります。2011年7月の地上デジタル放送への移行を契機に、これらの課題が少しでも改善されていくことを強く期待するものであります。

プログラムにあるとおり幅広い分野の方々からの講演をお願いすることができました。解決に向けての取り組みの現状と今後の方向について、関係者の講演をいただきながら認識を深めてまいりたいと思います。講演者の方々には快くお引き受けいただきましたことにお礼を申し上げるとともにセミナーが関係者にとって実りあるものになりますよう願っているところであります。最後に、本セミナーは全国労働者共済生活共同組合連合会のご支援をいただいて開催の運びとなりました。お礼を申し上げまして簡単ですが開会の挨拶とさせていただきます。今日一日、どうぞよろしくお願いいたします。

基調講演

地上デジタル放送の今後に期待するもの

日本障害フォーラム（JDF）幹事会議長 藤井 克徳

皆さん、こんにちは。今ご紹介いただきました日本障害フォーラム幹事会議長の藤井です。日本障害フォーラムは、障害当事者団体の集まりで、現在、主な12団体が集まっており、今から4年半ほど前に結成された団体です。略称をJDFと申します。

今日は当事者団体の視点から、特に障害者権利条約の問題を少し深めていきながら、情報保障ということについて40分ばかりお話しさせていただきます。ぜひ本日の議論に反映していただければ幸いです。

「情報」の重要性

私たちの暮らしは、よく言われますように衣食住が根本にあります。最近はこの衣食住に加えて、情報が欠いてはならない要素になってきています。今日お集まりの東京会場、大阪会場を含めて、恐らくご自身の生活から携帯電話を外したり、またパーソナルコンピュータを外したり、あるいはテレビを外したら、生活が立ちいかないと思います。

憲法25条は、衣食住について明言しています。健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するという部分です。恐らく数年前までは、情報通信というものは、どちらかということこの憲法25条の文化的側面を言っていたように思います。しかし今となっては、単に文化的側面のみならず、生きる保障、生活の保障、健康で生きることが、この「情報」というものに加わってきているように思うわけです。特に障害を持った場合、単に一般の情報と見なされているものが、もしかしたら死活情報になっている、そういうことも少なくありません。とりわけ最も矛盾が集積化する災害時にあっては、まさに情報は死活にかかわるものになるのです。

したがってこの憲法25条の2つの構造、すなわち1階部分の健康で生きる、2階部分の文化的に生きるという部分、この1階の部分—健康で生きる、生命を維持する—というところに、情報というものが否が応にも入ってきているのではないかと思うわけです。

さて、わが国では、特に今日のテーマでもある、テレビジョンということが一つの大きな課題になっています。1953年、わが国で営業テレビが始まって、シャープ—当時の早川電機が、14インチのテレビを売り出しました。当時の価格で17万円台でした。そしてテレビはあっという間に市民生活に入っていって、今言ったように生活の一部に組み込まれています。恐らく人生の一部と言っていいぐらいの意味を持っています。そのテレビが、2011年7月に地上デジタル放送への全面切り替えを予定しています。つまりテレビ放送が始まって以来の大きな革命が今、目の前に迫っているわけです。

私たち障害分野では、この大きなテレビ革命に今度こそ完全参加、全面参加することを期待していたわけであります。しかし今日現在、どうもその夢は完全には果たせそうもない、そういう思いでいるわけです。

情報と障害者権利条約

ちょうど、テレビが地デジへ移行していくこの時期に、もう一つ、障害分野にとっては大きな出来事が起こってきました。それが今日お話しする障害者の権利条約の動きであります。

これからお話しする、権利条約の内容を深めていけばいくほど、情報通信の保障というこ

とが権利条約でいかに重要視されているかが分かります。情報通信保障を除いて、この権利条約の完全履行はあり得ないとまで言い切ってよいとさえ感じるわけであります。

ちょうど今日3月15日のフォーラムに先立って、5日前の3月10日に、私たちJDFは総務省を中心として、情報通信に関する関係省庁の担当部署にお集まりいただきまして、外務省の立ち会いのもと、権利条約と情報通信保障ということで2時間余の協議をしてまいりました。

結論から言いますと、あまりにもその回答は不十分でありました。つまり言い訳に終始し、これこれをやっていますということをおっしゃるのですが、確かにやっていなくはありませんが、それはあたかもストライクゾーンの一番の端をかすっているような、まさにアリバイ的な実施であって、とてもストライクゾーンのど真ん中に投げてもらっている実感を持てません。「やっていなくはない」という言い回し、「こうした理由でできない」という言い訳、そういう返事を2時間半聞いてきたという感じがしています。

そんなことを前段にお話ししておきながら、障害者権利条約について少し時間をいただければと思います。今日お手元には、障害者権利条約の政府の仮訳の全文を準備いたしました。間もなくこの仮訳の「仮」が外され、公定訳が出る予定なのですが、国会審議の関係でまだ表には出せないというので、今日は仮訳を準備してあります。なお、これと併せて資料の二つ目には、こうした障害者権利条約と関係する、他の人権条約が国連で採択された日程と、日本がこれを締結した時期を対比した表を加えてあります。三番目には3月10日に総務省を中心とした情報通信に関する政府との協議に際してお持ちしたJDFとしての意見書をお渡ししてあります。さらに、権利条約がここにきて突然、国会承認をしたい旨の政府方針が出され、少し唐突な感じもあったものですから、それに対する私のコメントをお出しし、さらに権利条約に関する補足資料として、おとといの朝、日弁連から出された会長声明の全文をお出ししておきました。あまり会長声明というのは出されないのですが、今回は特別にこの権利条約に関して出されたということです。

障害者権利条約の採択の経緯

この障害者の権利条約であります、2001年の国連総会で各国政府の首脳演説の中でメキシコ大統領が発題したものであります。当時はメキシコ政府のスタンドプレーではないかと日本政府は語り、冷やかな態度に終始していましたが、どうもこれは本物だということがわかってから慌て出したということを記憶しています。

そしてメキシコ大統領が発題した権利条約は、結果的にはこれを専門に検討する「特別委員会」を設けることで全会一致で国連総会を通過しました。特別委員会は2002年から設置され、都合8回の委員会がニューヨークで開催されました。1回の会議は大体2～3週間という会期で議論が続きました。私もNGOの立場から4回、この特別委員会に傍聴団員として参加し、またロビー活動の一員として活動してきました。

そして2006年の8月25日、この日は特別委員会の最終日でしたけれども、夜8時を過ぎた時間で、もう公用語の通訳は時間オーバーで誰もいませんでした。英語だけのやりとりの中で議場で議論を尽くし、オーストラリアのマッケイという議長さんが、「全会一致でこの権利条約を特別委員会として暫定採択をしたい、よろしいですか？」と延べ、そして全会一致で暫定採択になったわけです。

私は、このような場で何度も言うのですが、あの場に立ち会ってよかったなと思います。2分間以上にわたって拍手と歓声と口笛と足踏みが続き、ようやく障害問題の世界共通の法律が誕生した、あの瞬間でありました。もう、みんな隣人と抱き合ったり、喜び合ったりその

日が終わっていきました。

それから約4カ月後、2006年12月13日、障害者権利条約は第61回国連総会で正式な誕生を見たわけです。そして、2007年9月28日、わが国は当時の高村外務大臣が国連本部に出向いて「署名」を行っています。署名とは、いわば国家としてこの条約の存在を認知しますというセレモニーです。そして昨年の4月3日に20番目の国がこの条約に「批准」しました。批准というのは、改めて国連加盟国が条約を国家として承認することをいうのですが、20カ国に達したことによってこの条約は効力を発し、「発効」となります。正式には、20カ国が批准した一月後の2008年5月3日に発効となりました。先週現在で192の国連加盟国中、50カ国が批准しているという状況になってきているわけです。

わが国は現在まだ準備をしておりますけれども批准はしておりません。

なぜ条約が大切か

さてこの権利条約の持っている意味合いについていくつかお話しします。権利条約の一番の意味というのは、障害分野に関する初めての国際共通語を得たということです。または、国際的に共通するスケール＝ものさしを得たということでもあります。二つ目に、これによって国際比較がしやすくなることだと思います。さらに、これと関係しながら国際交流がより活発化する可能性が開けるということではないでしょうか。さらにもっと大きなことは、この権利条約によって、遅れている国々の障害者政策を発展させていく新しいテコができ上がったということです。とりわけアジア地域にとっては大きな意味があり、また日本も、残念ながら障害分野についてはとても先進国とは言えません。日本にとってもこの権利条約の持っている意味は極めて大きいものがあるかと思います。

内容のポイント

次に、権利条約の内容についてお話しします。特に今日のテーマである情報保障あるいは通信の保障という観点から、それを意識しながら考えていきたいと思います。

この条約は、3部構成からなっています。第1部として前文があります。非常に大事なことが書かれています。そして50カ条の本則。これがメインになります。そして18カ条の選択議定書。これは本則に比べるとレベルが高いものであって、本則と選択議定書を分離して、国家はこれを分離承認することができます。分離承認というのは、本則だけは承認するけれども選択議定書はレベルが高いので後に回すということです。つまり、選択議定書のレベルが高すぎるために、本則までも承認を見送ってしまうことを避けるため、レベルの高いものを少し分けて、選択議定書という位置づけにしているのです。

恐らく日本政府は選択議定書は当面は国会で受け入れる気持ちはないように思います。そういう点でいうと、50カ条の本則をどう見るかということに尽きるかと思うわけです。

今日のテーマに即しますと、資料に書いてありますように関係するのは1条から5条まで—これは総則に当たるものです。そして8条、9条、11条、そして19条、21条—これは各論に入ってきます。さらには29条、30条、33条ですね。13条列举しておきました。

今日お集まりの、情報分野に関心のある方たち、また障害分野との関連性で関心がある方たちには、ぜひともじっくりと仮訳をご覧くださいと思います。時間の関係もありますのでごく特徴的なところを挙げてお話を進めてまいります。

第1条でありますけれども、「目的」と書いてあります。ここで大事なことは障害の範囲をどう見るかという障害の概念を規定してあります。簡単に言ってしまうと、障害というのは様々な障壁との相互作用によって起こってくるという考え方を明文化したことです。

日本の国では、障害というのは、絶えず障害の原因、障害の種類、いつもここにさかのぼり、そしてそこで立ち止まってしまいます。ここで言っているのは、どんな原因であれ、どんな障害の種類であれ、結果として起こってくる障壁との相互作用、ここに焦点を当てるんだということを言っているのです。

今日、ここにいる方には敢えて語る必要はないかもしれませんが、私は全盲という状態で目が見えないわけです。今日は40分間の時間を与えられました。さあ藤井はどうやって40分間を計るのだろうか。もし不思議に思っている方がいたら、ご心配は無用です。なぜならば、ここに時計があるのですが・・・(時計から音声が出る)・・・あ、あと二十数分しかないなと分かるわけです。数年前でしたらこういう時計はありませんでした。つまり10年弱前までは、時報という情報障害が強烈にあったわけです。私は点字を読めないものですから。

つまり、「音が鳴る時計」という環境があれば、少なくとも、私の時報の情報障害は消え失せるわけであります。障害は、なるほど環境との相互作用だということは、こうした点からもしっかりと証明できます。それは聴覚障害者の手話や字幕であったり、あるいは車いす障害者の段差、バリアフリーであったり、枚挙にいとまがありません。障害というのは環境との関係で、重くもなれば軽くもなる。このことを第1条には明言してあります。

さらに第2条は、もっと条約の神髄を深めているわけです。

ここには5つの定義を明記しています。意思疎通とは何ぞや、言語とは、障害者に対する差別とは、合理的配慮とは、ユニバーサルデザインとは。いずれもこのことは障害分野の最も根幹に関わる定義です。同時にこれに情報ということを含わせてみてください。情報と意思疎通、情報と言語、情報と差別、情報と合理的配慮、情報とユニバーサルデザイン。つまりこの定義はいずれも情報や通信と深い関係があります。

例えば「意思疎通」とは、11のファクターを挙げています。そこには手話もあります。もちろん点字もあります。拡大文字もあります。知的障害者へのわかりやすい表現もあります。そして利用可能な情報通信技術、これが意思疎通の中にきちんと明記されているということです。

また、「差別」というものは、障害を理由とした区別、排除、制限を言う、とされています。なおかつ、普段聞き慣れない言葉ですが、「合理的配慮」を欠くことも差別であることを明言してします。

「合理的配慮」とは何でしょうか。簡単に言えば、障害を持たない人と持つ人の関係において、障害からくる不利益や不都合は社会の側から変更や調整をなささいということです。障害から来る不都合・不利益。情報や通信の不都合・不利益もあります。これを社会の側から、とりわけ公的機関または企業責任、双方から変更や調整をするということで、これが欠落した場合には差別に当たるのです。

ただここで一つ、あまりにも不釣り合いな過剰な負担があった場合にはその限りではない、ともされています。これは途上国への配慮であったり、あるいは零細小企業への配慮であったりするわけですが、少なくとも公的機関や一定規模の企業には普通なら該当しないと解釈した方が自然だと思います。

次に「ユニバーサルデザイン」についてです。これは、極力、一般の市民社会で共通に使えるものにデザインしよう、ということです。加えて、障害にとって特別に配慮することもあるとされています。ユニバーサルとは、極力、誰もが使いやすいものにしていこうということです。

私は情報や通信というのは、「文明」と言ってもいいくらいのものだと思います。情報通信文明の進化は著しいですね。これによって多くの市民がたくさんの恩恵を受けているのは

事実です。しかし、どうでしょうか。テレビができる前の情報の入り具合を考えてみてください。もっと昔、江戸時代のことを考えてみても構いません。その頃は、情報の入り具合の最先端を考えた場合に、障害を持っていたとしても、一般町民も、それほど差はなかったと思うんです。しかし、大変な恩恵をもたらした情報の進化というのは、最先端だけはどんどん進んでいくのですが、それこそすごい速度で格差ができてしまったということです。

最先端を最前列に。それをどういうふうにしてやっていくのかということは、こうした5つの定義を深めていけば、そこに答えがあるような気がします。権利条約の定義で明記した意思疎通、差別、合理的配慮、言語、ユニバーサルデザイン。ぜひともこれについてはみなさんの中でも検討を深めてほしいと思います。

続いて、特に21条にはすばらしいことが書かれています。ここは表現及び意見の自由ならびに情報利用について書かれています。ずっと文面を読んでいきますと途中にこのようなくだりがあります。「様々な種類の障害に相応した利用可能な様式及び技術により、適時に、かつ、追加の費用を伴わず、一般公衆向けの情報を提供すること」―「適時」というのはタイムリーということです。かつ追加の費用を伴うことなく一般公衆に向けた情報を提供すること―地デジ放送を前にして、一体この国の情報通信行政、また、情報通信産業は、この意味をどういうふう考えていらっしゃるのでしょうか。

第29条では、政治参加および公的活動への参加ということが書かれています。例えば選挙という大事な政治参加の権利が、政見放送を十分に視聴できないために、なかば縮減されてしまっている状況があります。あるいは、少なくない国民が関心を寄せる、衆参両院の代表質問、予算委員会などが、どうしてリアルタイムに聞けないのでしょうか。リアルタイムとすることの価値は、何ものにも代え難いものです。こうした意味で29条にも抵触する現状があります。

こうして考えてみると、50カ条の本則を含めて権利条約というのは、言い換えれば、情報通信の差別を禁止する条約と言い換えてもいいくらい、関連する内容がたくさん入っているわけであります。

条約の批准について

さて、この条約が一体、今後どうすれば日本の情報通信の分野の改善に貢献することになるのでしょうか。幾つかのハードルがあります。

まず国際条約というのは、国連で決まっただけではダイヤモンドの原石のごとく、何の光もありません。この原石をピカピカと光沢のあるものにするには、日本の国会、つまり衆議院で承認という手続きをとらなければなりません。憲法98条の規定によって、国際条約が衆議院で承認されたあかつきには、この国の法律と同様にして尊重されることになります。

具体的にどういう位置を占めるかというと、一旦衆議院で承認された条約は、一般法律の上に来るとされています。通常解釈では憲法の真下、一般法の真上に位置するとされており、つまり一般の法律を拘束するのです。この国の一般の慣行、習慣、慣習を拘束するのです。私人間（しじんかん）の差別も拘束します。企業の不熱心さも拘束します。

ですので、私たちはこの条約を何としても批准をしてほしいと思います。

ただし、形式的な批准だけはやめてほしい。くれぐれも批准をする前に、もう一度障害関係の一情報通信分野を含めて、国内の関係法律とこの条約の50カ条との相互比較表を作って、条約の精神や条約の推移に合わせて問題はどうかを点検するという作業をしていただきたい。こうした比較点検をすることによって、自ずと改善課題が出るはずですよ。この作業を、国会として、政府としてやってほしい。こう注文をつけてきています。

さらに、改正すべき法律、新しく作るべき法律を考えてほしい。とりわけ障害者差別禁止法です。それから行政や企業が実施を怠った場合、これを監視するモニタリングシステムが重要です。条約では 33 条に厳しい監視機構の設置を言っています。政府とは独立した監視機構を新しく作ること、または作らないまでも作る筋道を示してから、批准してほしいということを、要望してきました。

批准に向けての進捗状況

JDF では、外務省を中心として、内閣府、文部科学省、あるいは厚生労働省、総務省、近々法務省も予定されていますが、関係省庁と折衝を持ち、条約の批准に向けた作業を行っている真っ最中であります。

その矢先に突然、政府は 2 月の途中、厳密に言うと 1 月中旬以降なんですが、3 月上旬に閣議決定をして批准したいという方針を出してきました。そのニュースに接した私たちは慌てて、今言ったように「形式的批准はやめてほしい」と申しあげました。やはり実質を伴った、すなわち国内の関係法との十分な比較検討、改善課題の明確化を行い、障害者差別禁止法や監視機構への筋道をつけること、これと抱き合わせでなければ批准は困りますと申しあげ、もう一度熱心な与党議員とも調整をして、いったん閣議の議題に挙がっていた案件を下げてもらいました。そして今日から 3 日後の 3 月 18 日、超党派で作っている議員連盟総会を開催していただいて、改めて NGO として、批准に向けた最低要件を申しあげることとしています。これを受けて、議員連盟の協力を得ていきながら、さあ今国会に間に合うのか、次期にするのか、こんなことの最終調整が今行われています。今日お集まりの皆さん、あるいは生中継を見てらっしゃる大阪会場を含めて、情報・通信の分野についてもこうした比較検討をしていただきたいと思います。最低これとこれは批准の段階で具体化をするようにと注文をつけるべきだと思うわけです。

条約を将来へ

条約の批准に関する日弁連の会長声明がおととい出されましたけれども、ここにも、今私が言った趣旨のことが書かれています。今、非常に大事な緊迫した状況ではありますが、権利条約は全面的に支持をしますし、無駄な時間があるてはいけません。批准は急ぎたい。でも、それにも増して、形だけの批准はやめてほしい。なぜならば、さっきも言いましたように、ダイヤモンドの原石を磨く一番の方法は、やはり国会承認です。これが原石を研磨する一番大きな機会なのです。ここでしっかりと議論をし、必要な要件を伴って、高い次元での批准を実現したとき、権利条約の後々の効力、威力にも影響していきます。低い次元で批准してしまいますと、その程度の条約かということになりかねません。しかも一旦批准した条約というのは、国会での変更はまずあり得ません。つまり 30 年後 50 年後に影響が続く、大きな北極星です。その意味で、大事にしていきたいと思うわけであります。

時間もまいりましたのでもう終わらないといけませんが、今度の権利条約と情報保障、情報通信という課題は非常に大事なものです。私たちにとって、情報の一般論を言う必要はないかもしれませんが、情報の本質と言いますのは、不確実性を精一杯減らすことです。つまり確実なものをその中から抽出し、これによって行動の規範を得たり、判断を起こす基本とすることです。情報がまともに得られないことは本当に大きなハンディです。

一方で、発達障害の方からは、「藤井さん、情報が多過ぎます。耳をふさぎたいんです」ということつまり情報の遮蔽保障をしてほしいと言われることもあります。

障害というのは、視覚障害、聴力障害、知的障害、精神障害、発達障害とそれぞれで、み

んな情報の保障というのは極めて個別性があるということも、ぜひこの機会にご理解いただきたいと思います。

改めてそうしたことをお考えいただいたうえで、この権利条約の意味することを、ぜひとも今日は頭の一角に置いていただきたいと思います。

そして、かなり課題は進行しているとはいえ、まだ2年と4カ月ある地デジ放送への全面切替前であります。何とかこのテレビ革命、情報革命にあって、障害者も参画できるような道をみんなで考えていただきたいと思います。

確か、中国の孔子が言ったことわざだと思うんですけれども、「思うて学ばざるはすなわち暗く、学んで思わざるはいよいよ危うし」というものがあります。思っているだけで学ばないということは暗い、でもしっかり学んだのになお考えずに行動しないというのは最も危ういということです。今日こうして、このことを学んだ皆さんは、学んだ以上は思っただき、考えていただき、そして行動していただく。これを切にお願いしまして、基調講演を終わります。ご清聴ありがとうございました。

行政報告

地上デジタル放送と視聴覚障害者向け放送を巡る政策・取組等について

総務省 情報流通行政局 情報通信利用促進課長 平林 正吉

ただいまご紹介いただいた総務省情報通信利用促進課の平林でございます。

本日は二つのことがらをお話ししたいと思います。一つは、私どもが講じております視聴覚障害者向けの放送の拡充についての施策について。それから後半には放送のデジタル化について私どもの取り組みをご説明したいと思っております。

まず字幕放送等の充実に取り組んでいる私どもの背景といたしまして、皆様方ご存じのように、現在総務省におきましてはいわゆるユビキタス社会の実現、いつでも、どこでも、誰でも誰でもネットワークに簡単につながる社会を目指そうという **U-Japan** 政策を推進しているところでございます。年齢や身体的な条件によるデジタル・デバイドが存在してしまし、その解消を図る必要があるということから取り組みを行っているところでございます。

高齢者や障害者の方々にとりましては、ICT というのは自立した生活や社会参加のための重要なツールになるということでございます。このため、できるだけ多くの方々に ICT を利用できるようにすることを目指す、ユニバーサルデザインの考え方を開発段階から積極的に導入することの必要性が提言されているところでございます。

また、政府全体の取り組みである ICT 新改革戦略におきましても、デジタル・デバイドのない IT 社会の実現といったことが掲げられているところでございます。

こうした背景のもとで総務省では、視聴覚障害者向け放送の充実に向けて各種の施策について取り組んでいるところでございます。

言うまでもなく放送というものは国民生活におきまして報道、教養、教育、娯楽、あるいは生活関連情報といったものを恒常的に入手できる手段として今や欠かすことのできない基幹的なメディアになっているものです。この点は視聴覚障害者にとりましても同様でございまして、この放送の効用を享受できるように、総務省においては、視聴覚障害者が放送を通じて情報を取得して社会参加していくために、字幕番組あるいは解説番組等の普及策に取り組んでいるところでございます。

ここに三つの施策を掲げさせていただきました。一番上の一つ目ですが、1997 年に放送法を一部改正いたしまして、視聴覚障害者向け番組の放送努力義務を新たに規定しました。

二つ目、字幕解説放送の普及のための目標を策定いたしました。またその進捗状況についても公表いたしまして放送事業者の取り組みを促進しています。当初 1997 年に行政指針を策定いたしまして、現在は新しい指針を平成 19 年に策定したところでございます。

それから三つ目といたしまして、字幕番組・解説番組等を制作する制作費に対しまして、一部予算措置、助成を行っているところでございます。

こういった三つの施策によりまして各放送事業者の自主的な取り組みを促進しているところです。さらに NHK 及び民放のキー局といった放送事業者については自ら字幕拡充計画等を策定いただいているところでございます。

そういった取り組みで現在、どういう状況にあるのかをグラフにまとめさせていただきました。現状の字幕付与可能な放送時間に占める字幕放送時間の割合をまとめたものでございます。

先ほど申し上げましたように当初 1997 年に字幕放送普及のための行政指針を策定しました。その当時にはご覧のように、NHK の総合テレビで 3 割ちょっと。それから民放キー 5

局平均では 3.5%。まだまだ数字としては非常に低かったわけです。それが 1997 年の行政指針を定めた結果、NHK および民放キー局につきましては計画達成時期として 2007 年度までに対象の放送番組のすべてに字幕付与を目標に定めまして、各局はそれぞれこれを目指して計画を推進してきたところでございます。

先ほど申し上げましたように当初は非常に低い数字でございましたが、特に民放の場合は数年間はしばらく低迷しておりましたけれども、その後着実に字幕放送は拡充してきてまして、NHK については 2006 年度に 100%、民放につきましては 2007 年度に約 90%と、ほぼ計画を達成しました。

これは対象となる字幕付与可能な放送時間に対しての割合の現状でございますが、放送時間全体で見た場合の現状はどうなっているかをまとめたのがこのグラフでございます。総放送時間に占める字幕放送、解説放送、手話放送の割合を年次的に示したものでございます。今申し上げました字幕放送につきましては計画的に取り組んできたこともございまして着実に拡充してきてまして、総放送時間で見た場合には NHK 総合で 45%。それから民放キー局平均では 40%というようになってございます。

それから解説放送につきましては放送時間の割合は低いのですが、ご覧のように NHK の教育では約 9%と少しずつ増加してきている。それから NHK 総合で約 4%。ただ民放キー 5 局につきましてはこの点、解説放送がなかなかまだ進んでいない。ほとんどゼロに近い数字になっていますし、また手話放送につきましてもやはり割合が低くてそれも横ばいの状況であるというのが現状でございます。

それから先ほど申し上げました、私どもが現在行っている助成措置、字幕番組等の制作費に対する助成について簡単にご説明いたします。

字幕番組等の制作費に対する助成を行いまして、字幕放送等の充実を図ろうじゃないかということを行っているところでございます。この仕組みは、国からまた独立行政法人情報通信研究機構という組織を通じまして助成を行っているところでございます。制作費の最大限 2 分の 1 を上限といたしまして助成を行っているところでございます。

それから先ほど申し上げましたように行政指針、当初は 1997 年、平成 9 年に指針を策定いたしまして平成 19 年度に目標を達成したということで、新たな指針を平成 19 年に策定いたしました。なお、この指針の策定に先立ちまして、関係者の参加とご協力を得まして、総務省の中で研究会として、デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送に関する研究会というものや設けました。そこで字幕放送等の現状や課題の把握、またデジタル放送の進展や高齢化の進展といったことも踏まえまして、当初の指針計画後の字幕放送等の拡充方策について検討しました。その報告書につきましては、総務省のホームページにも記載されていますので、機会がありましたらご覧いただければと思います。

そこで新しい行政指針についてでございます。平成 20 年度から 29 年度までの期間に設定しようということで、ただ技術革新等もありますので、策定から 5 年後を目途に見直しを行うというものでございます。

主な内容についてでございます。一つは、今までの指針は字幕放送について行ったものでございますが、その字幕放送につきましては、指針の対象となる字幕付与可能な番組の定義を拡大いたしました。今までは例えば生番組は除くといったものがございましたが、今度の新たな指針におきましては、複数人が同時に会話を行うといったようなものを除いた生放送番組も対象にしましょうといったこと。これが大きな改正点かと思えます。それから手話により音声の説明している放送番組、大部分が歌唱の音楽番組も対象に入れましょう、さらに再放送番組も対象に入れましょうということで、いわば対象となる番組を拡大するというこ

とを行いました。また、今新しくデータ放送も行われていますが、データ放送やオープンキャプションによって番組の大部分を説明している場合には字幕放送に含めようというような改正をいたしました。

そのもとで対象となる字幕放送番組につきましては、NHK あるいは民放キー局等々につきましては目標の達成年度までにすべての対象の放送番組に字幕を付与しようということを指針、目標としたわけでございます。

それから今回の新しい指針におきましては新たに解説放送につきましても指針というものを設けたところでございます。先ほど現状の数字をご覧いただきましたが、解説放送は着実に増えているとはいいながらもまだまだ数字としては低い。NHK 教育では約 9 % という状況でございました。そこで新たな指針におきましては、NHK 総合では対象となる番組は、ここにあるように権利処理上の理由等によって解説を付すことのできない放送番組を除くすべての放送番組に対しまして 2017 年度までに 10 % について解説を付与しよう。教育放送につきましては 15 % を目標として取り組んでいこうということ。それから民放キー 5 局につきましても、同じように 10 % を目標として推進していこうというところでございます。

こちらの表は、平成 19 年以前の行政指針でございます。ご覧いただければと思います。

以上が現在私どもが取り組んでいる字幕放送等の取り組みでございます。新たな指針、初年度が平成 20 年度、今年度になるわけでございまして、今年度終了後に状況を把握して、今度の 6 月頃には実績を取りまとめて公表しようということを考えております。

この新たな指針のもと、引き続き字幕放送等の普及に取り組んでいきたいと思っております。

続きまして放送のデジタル化につきましてご説明したいと思えます。この分野、直接の担当ではないのでちょっと概括的になろうかと思えますがご容赦いただきたいと思います。

皆様方ご存じのように、総務省におきましては 2011 年 7 月 24 日の地上テレビジョン放送の完全デジタル化、地デジ化への完全移行に向けて現在取り組んでいるところでございます。

デジタル化につきましては、それぞれの地上放送だけでなく、衛星放送その他につきましてデジタル化というものが進められてきているところでございます。

そこでデジタルテレビについて、アナログテレビと随分違いがあるということで、デジタルテレビには様々な特性なりメリットがあるということを表であらわしたものでございます。

走査線数や画素数が大幅に増加するといったこと。あるいは視野角が広がってアナログテレビよりも見る角度が広がるので非常に臨場感のある映像が実現されるといったようなこと。さらに、最近の半導体技術等の進展によりまして、テレビが薄型になり軽量化して、さらに低消費電力といったことが実現しています。デジタル化に伴ってテレビが非常に進化してきているということがございます。

そこで地デジ化の意義といったものを、ここに三つに整理させていただきました。

一つは、より豊かな放送サービスが実現するという。先ほど説明したようにテレビは非常に臨場感等々が進化するといったことから、様々な可能性が生まれるということ。

それから二つめには、周波数の有効利用といったようなこと。様々な増大する周波数需要がございますので、それに対しまして地デジ化にしますと電波の帯域が空いてくる。空いた電波帯を有効利用できることがあります。いろんなサービスが今、考えられているところでございます。携帯端末に対するマルチメディアの放送であるとか、あるいは交通では ITS システムといいます、高度交通システムというような、渋滞や事故を防止するという点で威力を発揮すると思われるのが ITS です。携帯電話も需要が伸びているので、さらに使いやすくするといったようなことがある。このような周波数の有効利用ということがあります。

また、各分野にもいろいろな波及効果というものが期待できると思っております。教育界でも、学校教育においてデジタル放送を活用するであるとか。あるいは、もちろん家電メーカーにとりましてはデジタル対応テレビの需要が非常に大きくなるということ。それだけではなく、いろんな活用の可能性ということで情報家電というものも出てくると思います。

それから様々なサービスというようなことも可能になってきます。関連業界にも波及効果がある。その結果、国民一人ひとりが高度情報通信技術のメリットをうまく享受できるようになると私どもは考えているところでございます。

それから、今申し上げましたより豊かな放送サービスが実現するということは、高画質・高音質の放送であるとか、あるいは新たなサービスとしてのデータ放送やワンセグといったこともあろうかと思えます。

特に字幕放送につきまして、これまでは特別なチューナーが必要だったわけですが、特別なアダプターなしで受信機の標準装備としていただけることで、オン・オフによって字幕放送を見ることができるということでございます。よく言われますが、字幕のメリットについて障害者だけでなくもちろん高齢者、あるいは外国人にとってもそのメリットが分かち合えるのではないかと。字幕放送の理解増進や周知普及にも期待できるのではないかと考えております。

それから、地デジ化につきまして、地デジ化を進めるためには受信側の課題、あるいは送信側の課題といったように、それぞれの対応が必要だということから、国としてどういうふうに取り組んでいったらいいかということを議論されています。昨年6月には情報通信審議会から中間答申が出され、その普及に向けて行政が果たすべきことについて提言が出されました。

三つございます。国民の理解醸成をまず図る必要があるといったようなこと。これは周知広報といったことになるだろうと思います。国、地方公共団体においてきめ細かな周知広報をするということ。また放送事業者も番組等を通じまして周知広報をするということ。

また、これも後ほど話そうと思っておりますが、昨年秋には全国 11 カ所にテレビ受信者支援センターというものができまして、さらに先月2月末にはさらに 40 カ所、テレビ受信者支援センター、「デジサポ」と言うそうですが、それを設置して情報提供に努めているところでございます。

それから受信側の課題といたしまして、やはり受信する側にもテレビあるいはチューナーを対応する必要があるとございますし、またアンテナ工事の対応も求められるというようなことから、各種の施策が講じられています。来年夏までに 5,000 円以下の簡易チューナーの開発といったことを民間に今、働きかけているところでございます。あるいは必要なところ、後ほどご説明しますが、チューナーやアンテナを無償で現物給付する。必要のある方に現物給付ということも考えております。

また、送信側の課題としては全国をカバーしなければならないということで、難視聴世帯解消のため施策も講じているというものでございます。

現在行っています情報提供活動につきまして簡単にご説明いたします。

地上デジタル化の意義やメリットを周知しようということで、あるいはアナログ放送がいつ終了するかという周知が遅れていたということもありましたのでその周知であるとか、どういったら具体的に地デジを見られるのかといったようなことについてリーフレット、ポスター、チラシといったものを配布したり、アナログ放送の告知シールを受信機へ貼るといったような、きめ細かな情報提供を行っているところでございます。先ほど申し上げましたように、各都道府県に1カ所以上は受信機相談センターといったものを設置しまして個別に

ご相談に応じているところでございます。

それから、デジタル放送への移行が困難な方への支援も必要だということで、特に 21 年度の予算から本格的に計上しているところでございますが、各種の施策を行っております。一つには外付けのチューナーの低廉化への働きかけ。先ほども申し上げましたが 5,000 円以下を目標にしております、これも大分市場価格が下がっているとは聞いております、当初は 9,000 円前後だったように記憶していますが、徐々に低廉化してきています。それから二つ目として、直接的に受信機器の購入について支援しようということで、21 年度の予算案に現在計上しているところでございます。対象となる世帯については NHK の受信料全額免除世帯、最大で 260 万世帯になりますけれども、そちらを対象にして簡易なチューナーの無償給付であるとか、必要な場合にはアンテナの無償改修といったことも行おうということで、170 億円。これは今年度負担も含めてですけれども、計上しているところでございます。

二つ目には個別にサポートや相談に応じていこうということで、デジサポというセンターを設置するという。当初は 21 年度からということでしたが、前倒しいたしまして平成 21 年 2 月には 40 カ所をさらに設置して、現在では全国 51 カ所においてこのセンターを設置して個別相談等に応じているところでございます。

さらに高齢者・障害者につきましては、きめ細かなサポートをしていこうということで、個別訪問をやっていこうということも考えております。

以上、地デジ化は非常に大きな事柄でございます。

最後のページは、世界における放送方式の比較ということでご覧いただければと思います。

地デジ化は国民生活にも大変大きな影響を及ぼす事柄でございます。ぜひとも皆様のご理解とご協力をお願いしたいと思ひますし、また、私が担当している課に関連しては、これを機に字幕放送等の普及を期待したいと考えているところでございます。皆さん方のご理解をお願いしたいと思ひます。

以上、簡単ではございますが、私からの話を終わりたいと思ひます。どうも皆さん、ありがとうございました。

デジタル放送の技術と取り組み

「世界のデジタル放送とアクセス・サービスの現状」

NHK 放送文化研究所 主任研究員 中村 美子

NHK 放送文化研究所の中村美子と申します。本日はこうしたすばらしい大会、セミナーにお招きいただきましてまことにありがとうございます。私は NHK の組織にあります放送文化研究所のメディア研究部で海外メディアの制度と動向の調査・研究をしています。

本日は 2 つのテーマについてお話ししたいと思っております。

まず前半では、世界のデジタル放送の最新動向についてお話しいたします。二番目に、視聴覚障害者の皆さんがテレビを楽しむために必要な字幕、手話、解説放送、これらを総称して「アクセスサービス」と言わせていただきますが、この現状についてドイツとイギリスの事例をご紹介しますと思います。

私どものグループの調査では、現在世界の地上デジタル放送が始まっている国は 38 カ国 1 地域に上ります。その内訳は地域別に見ますと、南北アメリカは 4 カ国、アジア・大洋州 8 カ国 1 地域、ヨーロッパ・中東 25 カ国、アフリカは 1 カ国です。また、アナログ放送をすでに終了している国もあります。それはドイツ、スウェーデン、フィンランド、オランダ、スイス、ルクセンブルク、アンドラの 7 カ国と把握しております。

これは、3 億人もこえるようなアメリカからスウェーデンのように 1 千万人を下回る小規模な国々についてデジタル放送の開始、アナログ放送の終了、現在一番わかっているデータでデジタルテレビの普及率を一覧表にいたしました。ご覧のように、ドイツを除いてアナログ放送を終了できました国の特徴は非常に人口が少ないということ。そしてケーブルテレビがテレビを受信するための主要なプラットフォームになっているという特徴があります。

幾つか先進各国のデジタル状況についてご説明しますと、既に終了しましたドイツは、地上デジタル放送を直接受信している方々は、全世帯の 6 % という非常に少ない割合であったことが、アナログ放送終了の助けとなっています。ただ、ケーブルデジタルに関しましては、最大のプラットフォームのケーブルテレビ事業者がデジタルサービスに転換しているのは全体で 21% というほどで、あまり進んではいません。

また、世界で最初に地上デジタル放送を始めたイギリスは、全国を 14 の地域に分け、順次アナログ放送を終了するという政策がとられています。最初に指定されましたイングランド北部、スコットランドと領域が重なっているボーダー地域で今年初めて 6 月に完全移行いたします。

フランスは実は先進国では最も地上デジタル放送の開始が遅い国でしたが、開始から 3 年で、全世帯の 58% に普及しているという状況です。

ここで一つ皆さんにお話ししておきたいのは、ヨーロッパでは地上デジタル放送はすべての国で多チャンネルサービスが行われていることです。日本の場合はハイビジョンを主流としますが、こうした国は、アメリカ、韓国、オーストラリアという少数な国です。デジタル放送は周波数で伝送可能な情報量をどのように分散して利用するのかによってサービスのありかたが異なります。日本は高画質を選択しましたので、ハイビジョンが 1 チャンネル放送されるということになります。他の国々では、その周波数帯を分割して標準画質で多チャンネルを行っています。例えばフランスの場合ですと、全国ネットワークによって無料・有料の 21 のチャンネルが地上放送でもデジタルで行われています。また、フランスの特徴としましては、実は開始当初から、ハイビジョン、いわゆる HDTV 放送も行っています。ただ

しこれには圧縮技術を向上させた違う受信機が必要となります。また、ローカルテレビが各地域ごとに、1チャンネルずつ開始しているというのもフランスならではの特徴です。

また、イタリアにつきましては2003年12月に地上デジタル放送を開始しました。これは日本と全く同じ時期だと言えます。アナログ放送終了時期につきましては、これまで2回の延期を行い、今のところ2012年末に完全移行することになっています。こうしたイタリアでも、デジタルテレビは53.6%に普及しています。

今日のテーマにありますように、2011年7月に日本はアナログ放送を完全終了いたします。しかし、それまでには幾つかのハードルがあると思い、今日はその点について3つの項目でお話ししようと思います。まず、どのように終了作業を行っていくことがよいのか。また、どういう協力体制でアナログ放送を終了できるのか。そして最後に3点目ですが、受信者の皆さんに直接的な支援はどうあるべきかという3点です。

まず、どのように終了作業をするかということについてですが、これには全国一斉にシャットダウンする。日本はそういうことを現在考えています。また、地域ごとに順次シャットダウンするロールアウト型と言われるものもあります。これはドイツ、スウェーデン、イギリス、多くの国がそうした方法をとっています。その利点はどこにあるのかと言いますと、やはりなかなか難しい、シャットダウン中に起こってくる問題を、一つひとつ地域ごとに検証しながら、そこから学んだことを次の地域の終了に生かせるメリットがあると考えられます。

二点目のコーディネーションのあり方ですけれども、これにはどの国でもアナログ放送の終了計画、終了時期が決まると、政府からの意向を受けて、放送事業者、送信事業者、あるいは通信事業者が中核となった非営利団体が設立されています。日本でいえばDpaというところが該当すると思います。イギリスにおいてはBBCと民放が作ったデジタルUK、イタリアでは地上デジタル放送推進協議会というもの、フィンランドではTV2007グループ、フランスではフランステレニューメリックなどといった団体が作られています。それらが中核となりながらも、楕円で示しましたように、受信者側に関連する団体が、いかにして協力関係を取りながらアナログ放送をうまく終了していくかが重要です。

そこで、既に終了したフィンランドの経験、そして次に終了を予定していますイギリスのボーダー地域での経験から、次のようなことが導き出されています。

一つは、早期に地方自治体の参画を促すことです。これは日本でいう県単位という大きなものではなくて、もう少し小さな、東京なら23区、あるいは市といった行政と連絡を密にしながらアナログ放送終了の作業を進めるというものです。

また、障害者や福祉団体の方は、どこにどのような人がいらっしゃるのか、困っている方がどこにいらっしゃるのかをよくご存じですので、こういう方々との情報の共有を行うことはとても重要です。

また、家電販売店の強力なサポートということも当然のことと言えます。

そして、一番大事なことは、受信者の皆さんにフェース・トゥ・フェースでデジタル受信をする方法について指導をする、あるいはアドバイスをすることです。例えば、これから設置されるような日本でも受信支援センターというのでしょうか、そうしたところにいらっしゃるお客様との個別の相談、そしてもう一方では自宅に出向いて、一人ひとりの方にアナログ放送からデジタル受信機設置へと直接的にサポートするのが重要だと考えられます。

また、ボランティア団体の参加ということも考えなくてはなりません。例えばフィンランドでは、ロータリークラブの会員の皆さんがデジタルテレビ設置の研修を受けた上で、全国で個別に訪問し、設置のサービスを行ったということもありましたし、あるいはルーテル教

会の牧師さんがコールセンターで電話相談の役割を担ったという報告も受けております。

三つめの、受信者の皆さんに対するアナログ放送支援策。これについては、いろいろなタイプがあると思います。国、支援対象、そして受信機、支援費用について一覧表にまとめてみました。

アメリカの場合は、支援対象は条件がない、誰でも希望者には支援をいたしますということで、地上デジタル受信機の購入のために 40 ドル相当のクーポンを 2 枚、申請した方に配るという方法がとられています。ここで一覧表にしております地上デジタル受信機というのは、デジタルチューナーが内蔵されているものではなくて、外付けのセットトップボックス、あるいはチューナー、あるいはコンバーターといわれるものが対象です。

ヨーロッパに目を向けますと、イギリスが最も明確な受信支援策が決まっています。イギリスの場合はデジタルテレビというものが、運動能力が低下して在宅を余儀なくされている人々にとって、社会と個人をつなげる重要な装置である、あるいは生活の質の向上に寄与するものであるという考え方に基きまして、75 歳以上の高齢者、あるいは認定された障害者の方々を対象に支援を行っています。受信機に関しても、支援対象者の方は地上テレビがいいのか、ケーブルテレビがいいのか、あるいは衛星を受けたいのか、それは受信者の方が選択することができます。ただし、こうしたサービスには世帯ごとに 40 ポンド支払う必要がありまして、もしそれ以上かかるものを選択した場合には自己負担となります。なお地上デジタル放送のチューナーの値段は現在 25 ポンド程度に低下しています。

イタリアについては、支援策がこれまで紆余曲折をたどっています。実は 2004 年に初めて支援策を行ったときは、誰でも 1 台買うのに 150 ユーロの支援を行っていましたが、昨年、政府が発表した支援策によりますと、アナログ放送終了地域の地方自治体が支援を行うということになっています。そしてその条件は、公共放送 RAI（ライ）の運営財源である受信料を支払っていること。これまでこうした支援を受けたことがないということが条件になっています。また、地方自治体によっては高齢者あるいは障害者といった方たちに限定して行うやり方がとられています。例えば、既にアナログ放送を終了したサルデーニャ州では全住民を対象としたサービスを行っています。また、今年 11 月にアナログ放送を終了する予定のローマでは、自治体は全住民の 10% に当たる社会的、経済的支援の必要な人々に対して、デジタル受信機を無料配付するということが発表されています。

フランスについてはまだ支援策は明確に決定していません。2007 年の段階で発表されたものでは、受信料免除世帯に対しての支援基金の設立を行うということがうたわれていましたが、昨年 10 月に発表されました政府行動計画によりますと、高齢者、障害者、あるいは何らかの弱者へ支援の拡大を行う必要があるとうたわれています。

こうしたそれぞれの国の取り組みを見てみますと、まず一つ言えることは、アナログ放送が終了される時期をさかのぼって 3 年前から、アナログ放送終了に対する計画が明確にされなくてはならないということ。そして、もう一つ政府がどのようにデジタル受信機購入支援を行うかについても決定しておく必要があります。

この二つがそろってアナログ放送終了のプログラムを開始できるというふうに読み取ることができます。

また、先ほど三つの項目で検討しましたが、アナログ放送終了にはロールアウト型、地域ごとに順次終了することにメリットがあります。もしそれがとれない場合でも、いつかのパイロット地区を選定して実験を重ねることが不可欠ではないでしょうか。

そしてとても大事なことですが、地方自治体が非営利団体との、例えばここに参加なさっている方々との緊密な連携によってフェース・トゥ・フェースの指導をすることも大切だと

思います。

さらにもう一言加えさせていただければ、経済的に困窮している方に手を差し伸べるという考えももちろん必要ですけれど、デジタルテレビがすべての人にとって、先ほども申し上げましたが社会と個人をつなぐ重要な装置であるならば、そうしたサービスへのアクセスを完全に保障するという理念をもって、障害者、高齢者、社会的弱者の皆さんへの配慮が非常に求められるのではないかと思います。

それでは次にアクセスサービス、障害者の皆さんにとってテレビを見る助けとなる字幕、手話、解説サービスについて、ドイツとイギリスの事例からお話ししたいと思います。

今、ご覧のようにヨーロッパではすべての人がデジタルテレビを利用するようにするために高齢者や障害者の方々へ手厚いケアが行われています。

また、放送のデジタル化はアクセスサービスを拡充する技術的な進化でもあります。

その一つとして聴覚障害者の方々にとっての字幕放送はそれに当たると思います。これまでアナログ放送時代にテレビ電波の隙間を使ってテレビ番組と別個に放送する文字のデータ放送というようなものでしたが、デジタルでは、電波の隙間を使うのではなく、放送局側が文字や番組をまとめてデータで送り、受け取ったテレビ受信機が情報を映像化、あるいは文字化するという、パソコンのような状態に今やテレビが変化しているということです。ですからそうした情報さえできれば、受信機での再合成というのは非常に容易なことになっていると思います。

また、デジタル受信機には字幕、あるいは解説というのが標準搭載されているということも非常に進化したことだと思います。私も便利なものと思い自宅で試してみました。ただ、なかなか操作性の中で、障害者の方々にはまだ問題があるように聞いております。

では、ヨーロッパにおいてアクセスサービスが促進される背景についてですが、まず、アナログ放送の時代から文字放送が非常に普及していたということが挙げられます。例えばイギリスの場合、家庭の中で文字放送受信機を保有していた率は 2000 年までに全世帯の 80% となり、ビデオ録画機の所有と肩を並べるくらい普及していました。またドイツの場合は文字放送受信機能のテレビが 95.7% 普及しています。

またこうしたインフラだけでなく、このセミナーの冒頭に紹介がありましたが、障害者差別禁止法や条約によって、国際的なレベルでアクセスサービスを保障するという動きが出ています。またヨーロッパでは欧州連合のレベルで 2007 年 11 月に採択された、視聴覚メディアサービス指令という条文があるのですが、この第 3 条 C 項に、加盟国は適切な手段を用いてその管轄下にあるメディアサービス提供者に対して、視覚障害者または聴覚障害者にとってアクセス可能にするものにするよう奨励すると規定されています。

このように、幾重もの法律によってアクセスサービスの拡充が放送事業者、あるいは放送だけでなく今やインターネットを使った様々なメディアに対しても義務づけられているわけです。

とは言うものの、国によってその具体的な対応は異なります。今日取り上げます二つの国でいえば、ドイツは非常にサービスが低い現状。イギリスは非常にサービスが手厚いという特徴があります。

まず、ドイツのアクセスサービスを紹介しますが、その前に、ドイツの放送事情について少しお話ししておきたいと思います。

ドイツは、公共放送の独占放送が長い間、続きました。ARD、ZDF という二つの公共放送が行われています。また利用できる地上放送の周波数がアナログ時代に少なかったために、商業テレビはケーブルテレビで発達してきました。そして完全デジタル移行したドイツにお

いては、地上、ケーブル、衛星の各プラットフォームで多チャンネルが行われています。またドイツの大きな特徴は、表現の自由が憲法で保障されていることです。なぜ表現の自由、あるいは放送の編集の自由といったものが非常に強く守られているかを一言で言えば、ドイツはナチの時代に、ラジオ放送がプロタガンダとして大いに利用されたという苦い経験によっています。したがって放送サービスも、組織的には全国一律の組織を作るのではなく、各州ごとに公共放送が設立されその連合体として **ARD** という公共放送が設立されています。

アクセスサービスを何パーセント義務づけるかというのは、放送編集の自由に関わることであるということで、実のところそうした義務づけはされていません。ドイツの場合、聴覚障害の方々は 1,300 万人。字幕あるいは手話サービスがなければテレビ放送を享受できない方は、その中の 30 万人とされています。また全盲の方は 15 万 5,000 人で、合わせて視覚障害者と言われている方々は 65 万人に上ります。しかし先ほど言いましたような理由により、具体的な数値目標を定める法的な規定がありません。そういう意味で、公共放送の場合、他の諸国に比べると、アクセスサービスについては発展途上国と言えます。

公共放送で一番大きな **ARD** は、ご覧のような自主目標を定めています。プライムタイムの全ドラマ番組の字幕に、パワーポイントにあるような目標を定めています。

字幕放送だけをとってみますと、これは 2007 年 8 月 20 日～27 日の 1 週間の結果です。横軸が放送局、縦軸は何パーセント達成しているかの数値です。右側のピンクの棒は、再放送を含めた割合です。これを見ますと **ARD** の場合、再放送を含めても 3 割以下という状態で、実に全ドイツの中で平均 10.2% しか字幕放送が達成されていないという状況です。また、手話番組については、**Phoenix** というチャンネルがありますが、これはドイツの公共放送の **ARD** と **ZDF** が共同で作っているドキュメンタリー・報道チャンネルで、ここで一部、手話サービスが行われています。またドイツの州放送の一つであるバイエルン放送協会は、「聞くより見る」という番組で、完全手話による番組、いわゆる聴覚障害の方々の専門番組を 30 年にわたって放送しているという実績があります。

次に、イギリスのアクセスサービスに移らせていただきます。イギリスの放送事情についてここで少しお話しさせていただきます。イギリスでは、先ほどのドイツと違い、全国放送を単一組織で行っています。**NHK** と同様なもので、**BBC** という皆さんも耳にしたことのある放送局で行っています。**BBC** はラジオ、テレビ、インターネットを使ったオンラインという総合サービスを行っていきまして、現在、デジタル化で 8 チャンネルという多様なチャンネルを行っています。また、これもドイツと異なるのですが、1955 年というヨーロッパでは非常に早い時期に、地上テレビ放送に広告放送を財源とする民放局を誕生させました。その第一号が **ITV** というもので、次に 1982 年にチャンネル 4、そして 97 年にファイブという新しいチャンネルができ、こうした **BBC** と商業チャンネルの二元体制がとられています。これも、日本と非常によく似た放送システムですが、大きく違うのは、これらのチャンネルをすべて、公共サービステレビと呼び、広告が財源であろうと受信料が財源であろうと、その内容について厳しい規制がかけられてきたという歴史があります。

現在、デジタル時代に、このように地上では 40 チャンネルと多チャンネルサービスが行われています。また、**BBC** のチャンネルについては詳しく話しておきたいと思いますが、1 と 2 は、アナログ放送時代から放送していましたメインのチャンネルで、総合編成で行われています。**BBC 3** 以下は、デジタル化によって新たに加わったチャンネルで、若者向け、知的、文化芸術、子ども向け、24 時間ニュースチャンネル、議会中継、そしてスコットランド地域のゲール語を保存のための専門チャンネルも行っています。なお、議会中継とゲール語専門のチャンネルについてはアクセスサービスの義務づけは現在行われていません。

また、こうしたアクセスサービスの制度的な保障を歴史的に見てみますと次のようになります。もともと字幕放送が可能な文字放送は 1970 年代から、実験・開発を重ねてきていますが、文字放送の一部として字幕放送サービスを定期的に始めましたのは 1980 年のことです。これはまだ自主的なサービスでしたが、1990 年に発効された放送法で、初めて字幕放送についての量的な義務づけが行われました。また次の 1996 年の放送法、これは地上デジタル放送を開始するために作られた法律ですが、この中で初めて字幕だけではなく解説と手話を合わせた視聴覚障害者向けサービスの提供が明確にされ、ご覧のような義務づけが行われています。

また次に、日本でも今、放送・通信融合放送体系について議論が進んでいますが、イギリスの場合、2003 年に放送通信法という法律ができました。この法律によって、これまでのアクセスサービスにつきまして、ケーブルテレビや衛星放送チャンネルにも義務づけが拡大しました。障害者の皆さんの中にも、有料放送に加入して映画、スポーツ、好きなチャンネルを見たいと思う方がたくさんいると思います。こうしたサービスにもアクセスサービスの義務づけができたということは、非常に大きな前進だったのではないかと思います。

ではそのアクセスサービスの現状について表を作ってみました。

イギリスでは、放送と通信分野を規制・監督する OFCOM という機関があります。ここがアクセスサービスの遵守コード、量的な目標の設定、そして四半期ごとのレビューを行います。これは OFCOM が発表しました 2008 年末の現在の表です。対象となっている BBC のチャンネルについてですが、ご覧のようにほぼ対象チャンネルについて字幕は 2008 年末の段階で達成しています。また、解説放送については 10% という目標についてかなり上回っているのではないのでしょうか。ただ残念なことに、手話はなかなか進んではいません。

一方、アナログ放送時代から放送していました、先ほど言いました公共サービステレビと言われている地上商業チャンネルについて、ご覧のような目標が定められ達成しています。BBC に比べ低く設定されていますが、これはやはり広告を財源としている放送事業者に対してコストのかかるアクセスサービスの制作をどこまでできるかを考慮しながら設定した結果だと思います。

また、その他の商業チャンネルも目標も設定されています。先ほど言いましたように 2003 年の放送通信法によって衛星やケーブルというチャンネルにも拡大しています。これはレベルを 1、2、3 と分けていますが、全チャンネルの中で 0.05% の視聴シェアをとる専門チャンネルに対しては程度によってレベルづけが行われているということです。レベル 1 に該当しているのは地上商業事業者が多チャンネル化しているもの。例えば老舗の ITV は ITV 2 や ITV 3、あるいは子どもチャンネルといった多チャンネルを行っていますが、こういったチャンネルがレベル 1 に該当します。また、衛星ケーブルの映画やスポーツ、子ども、音楽等の専門チャンネルもレベル 1 に当てはめられています。

こうして見ますとイギリスにおけるアクセスサービスは、程度の差はあれ、82 のチャンネルで行われているということ、BBC はすでに字幕を 100% 達成しているということ、そして手話についてはなかなか進まないのですが、小規模な 60 以上のチャンネルが一緒になって英国手話放送基金というものを設立し、コミュニティチャンネルに対して週 3 日、手話番組の放送の制作委託を行うという動きも最近出てきています。

それでは、イギリス手話番組について、今日は DVD を持ってきておりますので、再生してもらいますが、その前に 2 つ説明しておきます。先ほどのドイツと同様に、一つは聴覚障害者の方々のサポートということで人気ドラマが中心となって再放送時に手話が画面上に出てくるという番組です。もう一つは、完全に聴覚障害者の方々の番組で、全編手話の番組が

一つあります。「See Hear」という名前の番組は、BBC 2 の水曜日午後 1 時から放送される 30 分番組で 27 年の歴史があります。今日をご覧になるとちょっとびっくりするかもしれませんが、聴覚障害者の男性 3 人がガールフレンドを獲得する方法といった内容のものです。ただしそういうものばかりでなく、もちろん、障害によって被害に遭ったことなど社会問題を取り上げる特集もあります。それでは DVD 再生、お願いいたします。

【DVD 再生】

これは「Neighbors」という連続ドラマで、そこそこ人気のある番組です。オーストラリアが制作してイギリスで放送されているものです。

【DVD 再生】

次が「See Hear」という BBC の番組です。

【DVD 再生】

これ、バレンタイン特集だったのでデートに成功する方法というのを指導するというリアリティショー的な番組だったと思います。

私の話が十分長くなりすぎていますので駆け足でまとめさせていただきたいと思います。イギリスでなぜこうしたアクセスサービスが拡充されるのかという背景を考えてみますと、まず放送電波は希少であるということと、放送は活字メディアよりも大きな社会的影響力を持つため、放送には何らかの規制が必要であるという考えがあります。また全国どこにいても貧富の差がなく放送を利用できるようにする放送のユニバーサリティという原理もラジオの時代から続いています。このように放送は公共サービスとして提供されねばならないという理念が確立しているのが、イギリスあるいはヨーロッパの特徴です。

公共サービスとは、市場に委ねてしまうと実現できないサービスのことであり、あるいは市民の側が利用の権利を主張することができるサービスでもあります。このようにイギリスのアクセスサービスの拡充する背景には、こうした理念が確立しているということが一つあります。このため、受信料で運営される BBC はもちろん、電波を割り当てられた広告を財源とする地上デジタルテレビにも内容規制あるいは義務づけが行われ、アクセスサービスを拡充する量的規制に対する抵抗も、他の国に比べて非常に低いと考えられます。また、英語という強さもイギリスの場合、見逃せません。世界の共通言語である地位を得ている英語は、国内だけでなく海外でも字幕制作を委託することができ、経費を削減し効率的な制作が行えるということがあります。また、今日午後にテレビ報告をなさる RNIB のような団体が障害者の権利を主張し、放送のデジタル化に際し、あるいはアクセスサービスの拡充に対し、政策決定者への影響力を発揮しているということもあると思います。

最後になりますが、まず今日私は、前半で世界のデジタル放送が始まっている国がいかにアナログ放送を放送するかということをお話ししましたが、これにはまずアクセスサービスを行うためにはまずはデジタル放送をすべての方に受信してもらうインフラをきちんと整備するための活動が必要ではないかと思っております。

また、ここ数年世界各国で、特に公共放送を中心としてですが、インターネットを利用したビデオ・オン・デマンドという、いわゆる放送後 7 日間キャッチアップサービスというも

のも行っています。NHK は昨年 12 月から「NHK オンデマンド」というサービスを始めましたが、このほかイギリスでは BBC の「iPlayer」、あるいはドイツは「メディアテーク」などの名前で、パソコンから好きなときに好きな番組を引き出してみるというサービスが行われています。こうしたサービスにも、障害者が同じように受けられるような技術的な支援はどれだけあるのかということについて、まだ私は検証していませんが、恐らくまだまだ開発すべきことがたくさんあるのではないかと思います。

以上のように、字幕放送、文字放送、こうしたアクセスサービスは常に技術の進歩、開発によって支えられています。今後も技術開発にさらなる期待を持って、皆さんすべてがデジタルテレビあるいはインターネットのサービスを利用できるようにしてほしいと願っています。以上で私のお話を終わります。ご清聴ありがとうございました。

デジタル放送の技術と取り組み

英国のデジタル放送受信機の開発について（ビデオプレゼンテーション）

英国盲人協会（RNIB）アクセシビリティ部門責任者 リチャード・オーム

皆様、こんにちは。私は RNIB（英国盲人協会）アクセシビリティ部長の

リチャード・オームと申します。今回、皆様のセミナーで英国のデジタル放送受信機の開発についてお話しできることを大変嬉しく思っております。

多くの方がさまざまな場所でテレビを楽しんでいますが、これには当然、視覚障害者も含まれます。英国内での調査では、ラジオよりもテレビを楽しむ盲人の方が多くことがわかっています。また、皆様もご経験があると思いますが、職場や学校での会話にはテレビ番組の話題がよく登場します。つまり、テレビは人々を結びつける役割を持っているのです。言い換えれば、テレビへのアクセシビリティは社会的インクルージョンの問題であるということです。

今日、世界には 15 億台のテレビがあります。テレビを視聴する人の数についてですが、2008 年のオリンピックは 40 億人がテレビで楽しんだという結果があります。これは実に世界の人口の 3 分の 2 にあたります。同時に、多くの国ではデジタルテレビへの移行が進められており、これによってテレビへのアクセシビリティがより大きな問題になっています。テレビの果たす役割が大きくなっている今、RNIB がこの問題にどのように取り組んでいるのか、ご説明したいと思います。

この数年間、私たちは英国政府関係者や規格当局関係者と話し合いを持ち、また、欧州レベルでもテレビへのアクセシビリティの重要性を主張してまいりました。また、個別のテレビメーカーや業界団体とも話し合いを進めています。そして、テレビへのアクセシビリティが重要であるという点では全員の意見が一致しています。ところが、デジタル放送への移行により、英国では、操作するチャンネルが 4 つから 70、いえ、700 のチャンネルに増えることになると予想されています。ですからテレビ機器そのもののアクセシビリティが非常に重要になってきます。

テレビへのアクセシビリティに関して英国では、音声解説の分野においては多少の改善が見られています。しかしながら、「話すテレビ」については、テレビメーカー側は、企業として利益があるのか、また技術的に可能であるのか、という点について懸念を表明する場合があります。そこで今日は、RNIB が開発を進めている 3 つの主要技術をご紹介します、このような心配は不要であることをご説明したいと思います。

3 種類の機器についてビデオを用意しています。それぞれのビデオをご覧ください前に、私から説明をいたします。その後で音声による操作説明の様子をビデオでご覧いただきます。

初めにご紹介するのはデジトック（アドオンボックス）です。私がカメラに向けて持っているのは、衛星放送用の通常のセットトップボックスで、パナソニック社製のものです。これはデジタル衛星放送プラットフォームで、英国では「スカイ」と呼ばれています。このセットトップボックスの裏側をお見せしていますが、テレビに接続する通常のポートがあるのがおわかりいただけると思います。今私が指でさしているのがシリアルポートです。9 ピンの RS-232 型で、以前にはマウスやプリンタをコンピュータに接続するときに使われていました。このセットトップボックスが情報を送るわけですが、私たちが開発しているのはこの小さい箱です。この箱をシリアルポートで接続し、セットトップボックスからの情報を解読します。テキストスピーチチップが内蔵されていますので、その情報内容を音声で表現する

ことが可能です。チャンネルの変更や番組情報を音声で表示することができます。今からご覧いただく映像では、テレビの電源が入り、放映されている番組の説明が入ります。チャンネルを変えるとチャンネルの名称、チャンネル番号、番組の名前が読み上げられます。さらに詳しい情報が欲しい場合には、リモコンのボタンを押すことで番組の簡単な紹介を聞くことができます。この番組紹介はテレビ画面にも表示されます。チャンネルを変えるためにリモコンのボタンをさらに押して、例えば1、0、4と押すと、押した番号が読み上げられ、操作内容を確認することができます。ではご覧ください。

【ビデオ音声】(英語)

ご覧いただいたように、この小さなデジトックボックスにより、現在英国で使われている900万台以上の衛星放送用セットトップボックスに読み上げ機能をつけることが可能になります。また、衛星放送サービスの提供会社である「スカイ」も、この機器の開発に興味を示しています。

重ねて申し上げたいのは、通常のテレビ受像機側の変更は不要で、取り付けも非常に簡単だということです。デジトックボックスを既存のテレビ機器に接続するだけで音声機能を実現することができるのです。デジトックボックスを利用することで、既存のセットトップボックスに読み上げ機能をつけ、そのとき放映されている番組の情報を音声で聞くことが可能になります。

しかしながら、このデジトックボックスでは電子番組ガイドにアクセスすることはできません。電子番組ガイドでは通常、2～3時間後までの番組情報を提供しています。そしてビデオレコーダの場合、特定の番組を録画したり、毎週同じ番組の録画を予約したりすることも可能です。

次に、この機材のご紹介をしたいと思います。RNIBでは、2009年の終わりまでにこのセットトップボックスの開発を完了し、地上波デジタルサービスに対応させる予定です。これにより、デジトックボックスのように画面上のテキスト情報を音声情報に変換するだけでなく、セットトップボックス内の電子番組ガイドへの音声でのアクセスが可能になります。

また、音声を利用してメニュー操作を行い、セットトップボックス自体の設定を調整することも可能です。例えば画面に表示されている文字の色やフォントサイズを変更することができます。ビデオで操作の様子をご覧ください。私の同僚であるデイビッドが電子番組ガイドを操作します。デイビッドが番組や日付を変更するごとに音声でも表示がされます。途中、小さなビーブ音が入りますが、これは番組に音声解説がついていることを示しています。そしてデイビッドは、セットトップボックスのメニューに入り、画面の色を変更します。ではご覧ください。

【ビデオ音声】3、ITV1、18時から18時30分、字幕つき。操作がわからないときはヒントボタンを押す。ITV、イブニングニュースと天気、19時、3、ITV、字幕つき。

次を見てみましょう。エマデール、19時から19時半。3、ITV、音声ガイドつき、字幕つき。この番組についてもっと知りたい場合はインフォボタンを押します。エマデール、19時から19時半。メニューボタンを押して、メインメニュー、6つのオプション、1.設定、操作がわからないときはヒントボタンを押す。2.お気に入り、3.保護者による規制、4.注意、5.技術設定、6.ヘルプ。1を押して設定に入ります。設定P、5つのオプション、現在の設定、番組ガイド表示、操作がわからないときはヒントボタンを押す。

他の設定も見てみましょう。2.すべての音量。3.音声解説設定、4.視覚設定、5.読み上げ設定。

次に色の設定をしてみます。2.色の設定。OKを押します。色の設定。現在の設定、背景青、文字白、3つのオプション。現在の設定、1.背景青、文字白。操作がわからないときはヒントボタンを押す。今の設定は背景青、文字白ですね。他には何があるでしょうか。2.高コントラスト、背景黒、文字白、3.背景白、文字黒。それでは2の高コントラストを選択します。2.高コントラスト、背景黒、文字白。OKを押します。

最後にご紹介するのは、ビデオレコーダです。ここまでにご紹介したのは、1つ目がデジトークで、これは、チャンネルを変えると簡単な番組説明をする外付けの小さな箱でした。次にセットトップボックスを紹介しましたが、これは電子番組ガイドへのアクセスやメニュー設定の変更・調整を可能にするものです。

さて、週の後半に予定されているラジオ番組やテレビ番組を録音・録画する機能が欲しいという要望も上がってきています。そこでご紹介するのがビデオレコーダです。こちらが今年末には完成の予定です。Windowsのプラットフォームで開発されており、メディアセンターのような機能があります。もちろんコンピュータほどの機能はありませんが、非常に高性能のセットトップボックスになっています。この機器はキーボードの代わりにリモコンで操作します。これからビデオでご紹介する機材の仕様は、完成版とほぼ同じです。チャンネルを変えるとチャンネルの番号と番組説明が音声で表示されます。それではこれからアニメをご覧ください。インフォメーションのボタンを押すことで番組のあらすじを音声で聞く機能もついています。それでは、ご覧ください。

【VTR 音声】1、BBC、1、エビオット、3時50分から4時5分まで。エビオット、字幕つき。

短いポーズの後、電子番組ガイドに進みます。そして、いろいろな番組の中から一つを選択し、録画の設定をします。

【VTR 音声】テレビガイド、1、BBC、1、エビオット、今日15時50分から16時5分、字幕つき。ワンミニット、今日16時5分から16時35分、字幕つき。2、BBC2、ジェシカおぼさんの事件簿、今日15時5分から15時45分、字幕つき。3、ITV1、アランティッチマルチショー、今日15時から16時、字幕つき。バーナビー警部、今日16時から17時、字幕つき。

このチャンネルにする。ターミナルの削除。番組を見る。番組を録画する。バーナビー警部を録画する。今日16時から17時、字幕つき。テレビ画面に戻る。

短いポーズの後、テレビのメニュー画面に進み、画面の表示設定を変更します。これは弱視の方にとって非常に大切な機能です。

【VTR 音声】メインメニュー、6つのオプション、1、テレビガイドとチャンネルリスト、2、チューリスト、3、録画メニュー、4、設定メニュー。設定メニューへ。5つのオプション、2、視覚設定。視覚設定メニュー、4つのオプション。2、表示設定。2つのオプション。色の設定、4つのオプション、1、背景青、文字白、背景黒、文字白。背景黒、文字白を選択。背景青、文字白。背景青、文字白を選択。背景青、文字黒、背景青、文字黒を選択。表示設定、視覚設定、

メインメニュー、テレビに戻る。

ご紹介した機材は、現在のところ英国でしか使うことができませんが、興味を持っていたければ幸いです。初めにご紹介したのは既存のデジタルテレビに接続して使用するアドオンボックスでした。次に、電子番組ガイドを聞いたりリモコンで設定調整したりできるセットトップボックスをご覧いただきました。最後にご紹介したビデオレコーダーでは、放映中または放映予定の番組を録画することができます。

現在、それぞれの機器が開発段階にあり、視覚障害者に実際に家庭で試していただき、ご意見・ご要望をいただいているところです。今日ビデオ内でお聞きいただいた音声についても研究開発を進めており、完成版にはよりよい音声を搭載できる見込みであることを補足させていただきます。

この紹介ビデオを日本でお使いいただくこと理由は、冒頭でも申し上げたように、視覚障害者のテレビへのアクセシビリティ向上が世界的な課題であるからです。このことは、**WBU**=世界盲人連合も認識しています。**WBU** の戦略計画においても優先事項 1 が、「社会的、経済的、政治的ならびに文化的側面において視覚障害者の完全な参加と機会の平等を促進すること」として、この課題を取り上げています。また、昨年ジュネーブで開催された **WBU** 総会の決議にも、「テレビ番組の音声解説の向上ならびにテレビ受像機操作のアクセシビリティ向上に向けて努力する」との文言が盛り込まれています。

このように世界規模での行動が求められていることに関連して、最後に 3 つのポイントを挙げておきたいと思います。

まず、「知識の共有」です。今日私が皆さんにお話ししたこともこれに当たります。この「知識の共有」は、次の、「メッセージの統一」にも関連します。テレビ機器メーカーには複数の国で活動を展開しているものもあり、そのような企業からは、国ごとに意見や要望が違うのでは困ると言われます。ですから、テレビへのアクセシビリティについて私たちが共通の見解を持つことが重要になってくるのです。最後のポイントとして、企業が採用し、活用することのできる国際規格開発の重要性も挙げておきたいと思います。

これで私の説明を終わりたいと思います。参考にしていただければ幸いです。ご質問がありましたら、Eメール、richard.orne@rnib.org.uk までお気軽にお問い合わせください。ありがとうございました。

デジタル放送の技術と取り組み

目で聴くテレビと「クローズド手話」放送について

(特)CS障害者放送統一機構 専務理事 大嶋 雄三

国の決定として、つまり国策としてデジタル放送の準備が進められています。デジタル放送は、画面が非常に美しい。あるいは音声は前と後ろが4チャンネルでステレオになっていて、そして真ん中からも聞こえる5.1サラウンド放送というすばらしい内容で放送されています。障害者にとっては字幕の量が随分と増えました。総務省の指針に基づく放送局の努力で進んできたと思います。こういうよい面もたくさんあります。日本の放送法はこれらの放送がすべての国民に対して平等にサービスを提供することを義務づけています。

従ってデジタル放送は国民全てに平等にサービスを提供するということにならなければならないということでもあります。

この点障害者についてはどうなのかということを少し見てみると、ハイビジョンで画面がきれいになる、視覚障害者の皆さんには、ではどのようにしてサービスが行き届くのだろう。5.1サラウンドですばらしい音が出る、聴覚障害者の皆さんにはどういうすばらしいサービスが提供されるのだろう。こういうことがすべてサービスの中で解決されてこそ、平等にサービスが行われる、いわゆる日本の憲法にある放送法に準拠していると、それに基づいてデジタル放送は実施されていると言えるようになると思います。

権利条約から少しこの面を見てみたいと思います。

第9条では、「情報通信ならびに公衆に開放されまたは提供される他の施設及びサービスを利用されることを確保するための適切な処置をとる」、このことを義務づけています。つまり、テレビで障害者にとっては十分サービスを受けられないのであれば、それを受け取れるような適切な処置をとる、とらなければならないと言っているわけです。

この点から見ると、今進められている日本のデジタル放送には、どうしても解決しなければならない重大な問題が幾つかあります。その中でも一番大きな問題は手話の問題です。この問題については、現在でもなお解決の糸口すら見当たらないという状況です。2011年にはアナログ放送がなくなり、すべてデジタル放送に変更されるというこの時期にいたってこれは極めて深刻な問題になりつつあります。聞こえない人、手話を言語としている人にとっては、一体どうしてくれるんだという問題だろうと思います。

権利条約では次のように手話の規定をしています。「言語とは音声言語および手話、その他の形態の非音声言語を言う」としています。つまり、手話も音声言語と同等に扱うということです。放送に照らしてこれを表現しますと、テレビジョン放送で音声が流れている。そのときにはその音声と同じように手話に訳された放送がされている。このことを保障しなければならないということです。いわば、聴覚障害者にとりましては、放送に手話をつけることは情報を得る権利、そして放送法にいう「平等」を確保させるという基本的な問題であります。国はその施策としてデジタル放送を進めているのですから、放送法を守るという点からいってもデジタル放送に手話をつけることは、やらなければならない義務なのです。

それでは今のデジタル放送、手話と関連してどのように進んでいるのかという問題です。結論から言いますと、今のデジタル放送では手話を送ることが技術的に不可能であるということです。まあ、不可能ということが適切か、あるいは「できなくしてしまった」というのが適切なのかもかもしれません。手話をつけた放送をするためには、放送している番組の映像、それとそれを通訳した手話の映像、この二つの映像を放送局は送らなければなりません。そ

して、テレビの画面上ではこの二つの画面を一つに合成をする。そしてテレビ画面では、放送されているものに手話がついているという形で出てこなければならないわけです。

さらに、それに加えてもう一つの技術が必要です。字幕は皆さんかなりご存じだと思いますが、テレビのスイッチで字幕というボタンを押せば字幕が出てきます。ですから字幕が必要な人は、字幕のボタンを押したら見える。しかし必要のない人は、字幕がじゃまであるかもしれない。字幕は見たくない。だから字幕を見るのか見ないのかは見る人が自由に選べるという状態を作る必要がある。字幕はそういうふうにでき上がっています。

手話も当然、そういうふうにするべきです。手話が必要な人はボタンを押せば手話が画面に出てくる。必要でない人はそれは要らないというセレクトができる状態を作らなければならないということです。

これを、字幕については「クローズド・キャプション」と言いますが、手話については「クローズド・サイン」と言います。これが今の日本で実際にできるテレビ放送は、「目で聴くテレビ」だけです。これは放送局の皆さんもおおむね認めていることです。

日本で進められている今のテレビジョン放送では、先ほど言いました二つの映像を常時送り出すことができるという技術構造になっていません。また、二つの放送画面を合成するということもできない、そういう仕組みになっています。したがって、今のデジタル放送では手話付加放送はできないということです。

少し違いはありますが、解説放送に触れます。解説放送にも同じような問題があります。視覚障害者の皆さんにとっては、この解説放送が絶対に必要です。これも去年のこのシンポジウムで私は問題提起をしましたが、いわゆる 5.1 サラウンド放送時に解説放送はできるのかという問題です。いまだに明確な回答をいただいております。私はいろいろ考えたあげく、5.1 サラウンドでも少しの工夫でできると思います。いずれにしても、解説放送には解決の道筋があります。

手話に戻りますが、しかし、手話には解決の方法がありません。なぜこんなことになってしまったのか。調べてみると、日本の放送技術と運営基準を定めているところに、電波産業会というのがあります。ここが決めているのが ARIB（アライブ）という放送基準です。すべての放送局とテレビジョンメーカーは、この ARIB の基準に従って機器を製造するということが半ば強制的に義務づけられています。この基準を守らなければ、テレビ界に入ることにはできません。いや、民間が勝手に決めたのだからしかたないよ、とよく言われるんですけども、しかし現実にはこれが絶対的基準として採用されています。しかもこの機構は総務大臣の承認機関です。

ARIB 基準の TR-B14、この中に、二つの放送電波を常時送ることができない。そして送ったとしてもテレビジョン画面に出るのはどちらか一つの画面だけという規定がされています。詳しい説明は時間の関係で省きますが、この規定があること、この規定に基づいて、デジタル放送が準備されたために、結果として手話が送れなくなった。送れなくしてしまった、ということです。

なぜこの TR-B14 という項目を入れたのかさっぱりわかりません。質問しても回答は返ってきません。返ってこないはずです。開発過程で手話というものを知らなかった、あるいは必要性は知っていたけれども今回は目をつぶろうとなったのかな、という推測は生まれますが、そういうことは公表はできないですね。この点では、大きな本質的問題を日本のデジタルテレビは内部に抱えているということでもあります。

さて、こうしたことが生まれたのはなぜか、経過を見てみますと、デジタル放送という障害者にとっては重要な関わりのある課題を国家的規模で決めていく過程の中で、障害者の意

見を聞いてこなかった。各種の委員会の中に障害者が誰もいない。この経過が作り出した結果だと思います。

1998 年、十数年前、日本のデジタル放送の準備が国家的課題として始まります。10 年を超えて、総務省が、このデジタル放送を進めている情報通信審議会で、障害者の意見を聞いたのは昨年 2 月 29 日が初めてです。現状の推移を見ても、昨年 2 月 29 日の時点ではデジタル放送の、重大な、しかも基本的な規定まで決まって進められてきた、現状を変えることはもう既に時期遅しです。

さて、日本のデジタル放送は、この手話の問題を見たときに重大な問題を抱えているということはおわかっていただいたと思います。次の問題は、今の時点でどのように解決するか、これが次の大事な問題です。この点では二つの提案が出ています。

先ほどお話ししましたように、「目で聴くテレビ」は手話をつける機能を技術的にも開発をし、そしてそれを実践し、既に 10 年の実績を持っています。この放送はすぐにでも、デジタル放送ができない手話を付加する放送を補完としてやることができます。したがって「目で聴くテレビ」を当面の解決策として、補完放送として認める、そしてデジタルの不足部分を補う処置をとれば、手話のついた放送を格段に増やすことができます。しかも、世界でも貴重な経験になります。

まさにこの点では、権利条約のいう合理的処置をとる、ということです。この合理的処置について、権利条約を少しだけ見ておきます。「障害を理由とする差別にはあらゆる形態の差別を含む」。合理的配慮の否定を含むということです。合理的配慮とは「障害者が他の者と同様に、すべての人権及び基本的権利を享受し、または行使することを確保するための必要かつ適切な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものである」。現実には補完放送をすることができる合理的処置があるのに、これを否定するということは差別に当たるということを指摘しているわけです。またそうした処置をとらなければならないということをはっきりとうたっているわけです。

二つ目のもう一つの問題。補完はあくまで補完であります。本来やるべきことは、地デジ放送、つまりデジタル放送自身が手話をつけて放送ができるという実態を作ることです。この点では、現在のデジタル放送でも手話をつけることができるための技術開発をやるべきです。この技術開発も過去の苦い経験から学んで、障害者当事者を加えて、そして放送局、企業、そして技術者、すべてが参加して、協力してこの技術開発をやり遂げるということが必要です。そのためのプロジェクトも既に立ち上がっています。これに多くの人が参加をしていただき、そして国もこれを支援して、あるいは放送局もこれに協力をして、この開発を成功させる。そしてデジタル放送がちゃんと手話をつけて放送ができるような道を切り開く。このことが大事だと思います。

もうそんなに時間をかけないでデジタル放送が立派に国民全体に平等にサービスができるようになることを期待して話を終わります。

デジタル放送の技術と取り組み

指定発言（大阪会場）

（特）CS障害者放送統一機構 理事長 高田 英一

（特）全国視覚障害者情報提供施設協会 理事長 岩井 和彦

高田●今、紹介をいただきました高田です。今日は大阪で画面を見ていますが、さすがにデジタルテレビで美しく大きくはっきり見えます。こういうテレビを家で見られたらいいなと思いました。これは東京と大阪会場でやりとりというやり方で開かれています、今でも各家庭でテレビでいろいろ勉強ができるわけです。このような放送が技術的にできるということを証明していると思います。私は「目で聴くテレビ」を担当しておりますけれども、我々にとって技術的な障害というのはあまり感じないのです。問題となる一つ目は、法律、制度の壁です。法律、制度、これを改正することができれば、もっと我々の放送範囲は広がります。

二つ目は資金の問題です。さきほどイギリスから報告がありましたように、イギリスではテレビは公共放送という考え方が定着しています。これを日本に当てはめれば、私たちの「目で聴くテレビ」も公的な性格を持ち、公的な助成金を受けて運営できる。こういった問題が解決できれば、恐らく我々聴覚障害者の放送に関わる問題は解決できるだろうと思っています。

もう少し法制度の問題を具体的に言いますと、著作権法です。

一般のテレビ放送の全てに「字幕と手話」付加して放送するということは無理です。特に日本映画のDVDなどに字幕のないものは多いのですね。ですから我々が「字幕と手話」を付加したそのDVDを「目で聴くテレビ」で放送すれば、聴覚障害者も「字幕と手話」を付加したテレビを自宅で見ることができるわけです。でもそういうことは法律、制度に阻まれて禁止されています。そういう問題があるわけです。

我々の目標としては二つあります。一つは、すべてのテレビ番組に「字幕と手話」を付加することです。もう一つは、「目で聴くテレビ」で障害者全体を対象とした放送を行うことです。この二つが基本的な目標です。

一番目の問題については、一般のテレビ放送の手話付加は今、5%もありません。実際はもっと少ないと思います。一般テレビ放送ではなかなか実現しない問題があるので当面は、「目で聴くテレビ」を補完放送として認められる方向に力を注ぎたいと思っています。

それとは別に「目で聴くテレビ」には、補完放送と同時に、また別の機能があります。一つは緊急災害放送です。緊急災害放送というのは、例えば地震、震災などは、いつ起こるかわかりません。起こったとき、即座に字幕・手話をつけるという仕組みは、どのテレビ局にもありません。ですから「目で聴くテレビ」はその役割を担っているわけです。

もう一つは障害者の問題を障害者が放送する。障害者という特定の層を対象にした放送です。私たちは耳が聞こえない、また目が見えない人、ほかにもいろいろな障害を持った人に対して必要な情報を提供したいと思います。そういった障害者を特定の対象としたテレビ放送はありません。それは「目で聴くテレビ」がやるべきだと考えています。

もう一つは、ローカル放送についての問題です。「字幕と手話」付加はNHKやキー局に今、限定されています。ローカル局になると「字幕と手話」付加はありません。資金がない、設備がない、手話通訳者がいないということでできないことになっています。でも、地方に住む人間にとってやはりローカル局の充実、ローカル局の放送もきちんと見られるようにする

必要があるかと思います。そういったところ、一般のテレビ放送ではどうしてもできない放送を、我々障害者自身がやりたいと思っています。また、実際にやっているわけです。今のところ聴覚障害者が対象になっていますけれども、これは将来、障害者全体に広げていきたいと思っています。

障害者を対象とした放送はなかなか広がらない。これはどうしてかと言いますと、一つには障害者の数が少ない。少数者ということです。ですから企業としても何のために援助をするのか意義を見つけにくい、商品開発しても大量に売ることができない、対象者が少ないから利益が少ない。そういう面で消極的になってしまいます。

でも障害者が少数ということは逆の意味でプラスの面もあります。それは少数者に対する配慮というのは資金などがそんなに高くないことがあります。政府予算など本当に一部を支払うだけで解決できる問題がたくさんあると思います。

先ほどお話ししましたように、「字幕と手話」付加・解説放送は、技術的な問題はほとんどありません。我々が求めているのは、「目で聴くテレビ」の放送時間を増やしてほしいということです。今、週に3日間しか放送できていません。これを毎日放送にしたいということです。そして番組内容を充実したいということです。この2つとも政府の助成を少し強化することで解決できるのです。

「障害者権利条約」は、表現の自由、放送に対するアクセシビリティ、こういった問題を解決するのは政府責任と言っています。本当にやる気持ちさえあれば、いつでもやることができます。こういうことについて政府の理解を求めながら、また国民の皆様にも我々のニーズといったものを理解していただいて支援していただければありがたいと思っています。以上です。

岩井●どうも皆さん、こんにちは。全視情協の岩井でございます。今日こうしてこれからの地上波デジタル放送への期待というテーマでシンポジウムが開催されること、その前提として、視覚障害者もテレビを見てるんだと、当たり前でテレビを見てるんだということを前提として、今後への期待ということへのお話ができることになったということ自体、私は非常にうれしく思っているんですね。というのも、本当につい最近まで視覚障害者がテレビを見るということは、放送事業者やあるいはその他行政関係の皆さんにも非常に意識が薄かったのではないかなというふうに思っております。

実は私たちテレビを見るということにつきましても、例えば昭和45年に日本点字図書館の創立30周年の記念事業として、テレビサウンドレシーバーというのを日本点字図書館の館長さんのお気持ちをソニーの社長さんの方にお伝えされて、それが実現して、ようやく音声でテレビが聞けるとか。あるいはまた当時、八木アンテナさんのテレビサウンドボイスというような商品開発があるとか、我々関係者のトップの方と、企業の若干の社会貢献のお気持ち、そういうことがあって、何となくテレビが我々も見える、聞けるというような状況で、この地上デジタル放送の話聞いたときも、いろいろすばらしい機能があるというのは承知をしておりましたけれども、何とかなるのかなという気持ちを実は持っておりました。また総務省さんの方でもU-Japan構想ということで、このUはあなたのUですよ、ユビキタスのUですよ、ユニークのUですよということで、高齢者・障害者のIT戦略について、存分の行政施策を展開いただけるような、そういう期待感も非常にあったもので、合わせて我々視覚障害者関係の動きは、非常に鈍かったのかなという感じを持っております。

しかし聴覚障害者の皆さんがいろんな働きかけをされる中で、97年に行政指針ができて、

やはり放送のバリアフリーということでの活動を展開される中で、果たして我々目が見えない、見えにくい者にとって、この地上デジタルテレビが本当に政府や放送事業者が言っているように、障害者にやさしい地デジというふうに本当にいけるの？ という不安感が出てきた。我々視覚障害者への情報周知というのは本当になされていなかったというふうに思っております。

ようやく平成 16 年度から、日本盲人会連合さんと私ども情報提供施設協会との連携で、視覚障害者がどの程度テレビを見ているのかという調査に始まり、そしてテレビを見るための手段として、楽しむための方法として、解説放送がどうあるべきなのか、あるいはまたつけてほしいという気持ちをどういうふうに放送事業者や行政の皆さんにお伝えするかという活動が、ようやく始まってきたわけです。

前半においては、そういうテーマでもって私たち社会の皆さんのご理解をいただくべく啓発活動をしてきたわけですが、今、改めてこのテレビが、本当に我々スイッチを入れられるのか、リモコンが触れるのか、あるいは画面が本当にどの程度音声を出して我々をナビゲートしてくれるのかというような、ハードの問題、テレビジョンの問題そのものについては、正直検討が遅れていたわけですが、この後、私ども視覚障害の仲間からも、そういったテレビへのアクセスの問題そのもので幾つか発表あるいは報告、意見等があると思いますので、そのことについては後のプログラムに期待します。とにかく今日、私の方からぜひ関係の皆さんにお願いしたいのは、本当に、周知。今、現状どうなっているのか、地上波テレビとは何なのか、そして視覚障害者がどんなふうにその問題に対応したらいいのかというのを、ぜひともきちっとお知らせいただきたいと思いますと思っているわけです。

前半の総務省様のご報告の中でも、今後地デジ広報センターを中心に周知していくと、リーフレットも作ります、あるいは訪問指導もしていきますというお話がありました。ぜひともそのリーフレットが、そして訪問指導が、視覚障害者一人ひとりの当事者に伝わるような手段で広報していただきたいと思います。リーフレットについても、点字、拡大、その他あらゆる手段を通じて、現状をお知らせいただきたいと思いますと思っております。

そしてまた、そういう広報等につきましても、私ども視覚障害者情報提供施設も含めて、当事者団体やその他関係機関を十分ご利用いただきたいと思います。私ども、日々、そういう情報提供をやっているわけで、そういう行政や放送事業者からの情報を伝える役割として、我々も地デジ対策についても、お手伝いできる場所はお手伝いしていきたいと思っています。

そして次に、行政指針でもって視覚障害者向けの地デジ対応も、一定の方針は出してはいただいておりますけれども、この方針が本当に実現するための手だてをきちっと考えていただきたいと思います。一番私たちがお願いしたいのは、この指針、目標達成のきちとしたモニタリングです。監視機関を当事者参加のもと、位置づけていただきたいと思いますということです。

先ほど来、海外の状況報告がございました。RNIB からのビデオプレゼンもございました。私どももこの調査・研究事業を通して、EU あるいはアメリカでの障害者対応の状況を調査し、情報収集もしてまいりました。EU 諸国においても、EU の行政と当事者団体全体でもって情報のアクセシビリティについての言及、そしてガイドラインというものが作成され、あるいは英国においても例えば OFCOM という監視機関が作られており、あるいはアメリカにおいても AFN というきちんとした法的手段も講じられるような監視機関が設置される中で、指針の達成がなされてきているのではないかと思います。

我々、イギリスからも二度日本においでいただいて情報をいただきました。その中でも 96 年に放送通信法ができて 10% の目標を設置されて以降、着実に目標がクリアされながら、現在では 2008 年末の報告を見ましても、ある分野においては 10% が 20 になり 30 に近いとこ

ろまで目標達成されていると。RNIB でも、イギリスの視覚障害者団体としても、既に 30% の目標を設定までいっておられるという報告を聞いております。

ぜひとも監視機関の設置ということで、この権利条約等でうたわれているように、とりわけ第 30 条の中で、放送へのアクセスも含めて、芸術、文化、スポーツへのアクセスがうたわれています。視覚障害者もテレビを見るんだということがきちんと文言として書かれている辺り、これまで我々はどちらかというと企業等への社会貢献としてお願いしてきて、何となく見てきたテレビも、きちんとした法制度と行政からの支援も含めて、権利としてのテレビ鑑賞が保障できるような仕組みづくりをぜひともお願いしたい。

また、その仕組みづくりの中に我々自身も、当事者として、情報提供者として参加していきたい。これは例えば、番組づくりの一過程として、解説放送そのものに我々のこれまでのノウハウも含めて関与していくというようなことも含めて、我々も放送と文化アクセシビリティに貢献していきたいと思っております。私たちのそういった力をぜひ使っていただければと思います。

以上、視覚障害者の文化・芸術鑑賞の一つとしてテレビへのアクセスが保障されんことを大いに期待して、私の発表を終わりたいと思います。ありがとうございました。

デジタル放送の技術と取り組み

地上デジタル放送受信機の現状と活用例（大阪会場）

～開発者の立場から～

三菱電機（株）京都製作所 AV機器製造部 新規事業開発担当部長 谷水 明広

皆さん、こんにちは。東京の皆さん、こんにちは。ただいま紹介いただきました三菱電機京都製作所 AV 機器製造部の谷水と申します。本日はよろしくお願いいたします。今日は短時間ではございますけれども、「みんなのテレビ」と題して、当社の「しゃべるテレビ」を紹介いたします。

今日のセミナーでは、皆さんに「しゃべるテレビ」の便利機能を紹介したい。たくさんの方に「しゃべるテレビ」を使っていたきたい。我々のテレビをさらに便利にするために、皆さんの意見を聞かせていただきたいという三つの目的を持っております。

三菱の「しゃべるテレビ」のキーワードは、設置が簡単、操作が簡単、そして番組表の内容が音で確認できる点でございます。今日はこれらについて、皆さんに実機のデモを見ていただきながら紹介させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

テレビと言いますと皆さん、何を思い浮かべますか？ 絵がきれい、音に臨場感がある、デザインがかっこいい、自由なレイアウトができる、いろいろございますけれども、我々は今、使いやすさと省エネ、すなわちユニ&エコに着目し製品開発を進めております。

最近、地上波デジタル放送に対応したテレビに買い替えて、やたらリモコンのキーが増え、操作の方法が難しくなったという声を聞きます。デジタル放送はアナログ放送に比べてたくさんの優れた点がございます。ゴーストなしのハイビジョン画質、迫力ある 5.1ch サラウンド放送、地域情報が簡単に手に入るデータ放送、そして番組操作が簡単な電子番組表。魅力いっぱいのサービスが開始されています。三菱の「しゃべるテレビ」は、これらのサービスを皆さんに簡単に使っていただけるように、いろんな工夫を凝らしています。

そもそも三菱がこのようなコンセプトでテレビの開発を始めたきっかけを紹介します。三菱にはユーザー・インターフェースを研究する部門があり、このメンバーが例年、大阪府の視覚障害者関係団体が主催される会議に参加しておりました。この部門の紹介で、京都にある我々テレビ部門のメンバーも 2006 年にこの会議に参加させていただきました。同会議の対象製品は、従来は生活に密着した白物家電が主でした。当時、AV 機器は初めてという参加でございまして、アナログ停波の質問に始まり、AV 機器に関するユニバーサルデザインについて熱心な議論になりました。お恥ずかしい話でございますけれども、その会議で視覚障害者の方にとって生活の情報源としていかにテレビが重要なアイテムであるかということをお勉強させていただきました。

弊社は音声読み上げ機能の重要性を認識する一方で、価格下落の激しい薄型テレビにおいて、読み上げ機能をどのくらいのコストアップで追加できるかというところを模索しました。幸い弊社ではサラウンドや音声遅延などの音響技術開発の中で、低コストで文字の音声合成を可能とする技術開発を進めておりました。そして技術開発成果の一つであるテキストデータを音声に変換する機能、これを活用することでコストアップを抑え、デジタル放送のメリットの一つである、画面に表示される電子番組表に記載されている番組内容のテキストデータを読み上げる機能を導入することができました。この機能は 2007 年に発売されたモデルから順次導入され、毎年、少しずつですが機能アップしてきております。まだまだ不完全ではございますけれども、毎年毎年、機能アップをしていこうと思っております。

ざっと製品開発の手順を振り返ってみます。市場の要望を拾い上げる市場調査、そして要望を具現化するために必要となる要素技術がなければ製品開発は始まりません。市場の声と要素技術を材料にして試作品を作り、実際に一般ユーザーに使っていただき操作性を確認します。さらに、製品の信頼性や安全性を確保するための様々な試験を行った上で、やっと新製品のイメージが見えてきます。使い勝手や信頼性、安全性の試験を繰り返し行い、様々な問題点を解決してやっと製品を世の中に送り込むことができます。

それではまず操作が簡単、らくらく設定についてお話ししたいと思います。

テレビを購入され、まず行うことは、テレビの設置作業でございます。テレビにアンテナ線を接続し始め、チャンネル設定などを行いますが、三菱ではこの操作を問い合わせ方式で作業を進めることで、テレビの設定ができるらくらく設定を搭載しました。テレビからの問い合わせにしたがって郵便番号を入力するだけで、デジタル放送、地上アナログ放送のチャンネル設定ができます。作業手順をテレビが音声でガイドしますので、購入後、最初にやらなければならない慣れない設定操作を、安心・確実に行うことができます。

次に、操作が簡単、使いやすいリモコンについて説明いたします。今ここに二種類のリモコンがございます。一つは小型機種についておりますリモコンでございます。もう一つは 37 インチ以上の大型機種についているリモコンでございます。まずこちらのリモコンについて説明いたします。

弊社のリモコンの特徴の一つは、基本操作だけで十分なユーザーも、多くの機能を使いこなしたいユーザーも一つのリモコンで使い分けができるようになっているという点でございます。基本機能だけを使うならば、上の部分に蓋をかぶせ操作をしてください。こうしておくと誤って本来使いたくない機能を押して誤った操作をしてしまうことをふせぐことができます。

いろんな機能を使いたいというユーザーには、この蓋を開けていただいて、逆の方向に差し込むと、メニューを選んだりさらに複雑な設定を使っていただけるようになります。

そして、放送波も色分けをして見やすくなっております。数字ボタンはユニバーサルフォントを使い、大きく見やすくなっており、形状は携帯と同じような幅・厚みにしておりますので持ちやすくなっております。

また、小型のリモコンの方ですが、裏側にデコボコがついていまして、音量とかチャンネルとか特定のチャンネルボタンの位置を手で確認していただけるという工夫もしております。

さらに後ろにひもを掛けることができる構造になっておりますので、「あれ、リモコンがどこにいったかな、おかしいな」ということがないように、ここにひもをつけていただいて、ぶら下げていただければ、いつも一定位置にリモコンを置いていただける。小さな工夫なのですが、そのような配慮もしております。

続けて、操作音について、実際にこちらのテレビを見ながら操作をしてみます。

今、放送を映しておりますが、例えばメニューを押します。そうするとメニューは出したという音が出ますし、メニューを消すときは別の音でお知らせします。このように音での操作の確認ができる仕様になっております。「あれ、テレビが動いているのかな」と、デジタル放送のときは残念ながら多少選局に時間がかかることもございますけれども、きちんとテレビがリモコンを認識しているということを音でお知らせできるようになっています。

さて、皆さんがデジタル放送、BS 放送、CS 放送、それに様々な映像機器を全ての入力に接続されることはほとんどないかと思います。そういう場合には不要な放送はスキップできます。リモコンで例えば BS を押しても BS を登録してなければ無効になる仕様になっています。

次に、本日、特にご紹介したい番組の読み上げ機能について説明いたします。

デジタル放送では、このように番組表を最大 8 日間、新聞のテレビ欄を見るように表示することができます。残念ながらアナログの放送にはこの機能はついていません。そして番組表を開いて十字キーで番組を選んでいきます。

【機械音声】NHK 教育、1、大阪、心の光、宗教、人生、人間、現在放送中、午後 3 時ちょうどまで。NHK 総合、1、大阪、アートエンターテインメント迷宮美術館、伝説の日本人画家、現在放送中、午後 3 時ちょうどまで。

このように、番組表の中を十字キーでアクセスをして選んだところの番組の内容をそのまま読むこともできますし、逆に特定のキーを押すことで初めてその部分を読み上げるという選択も可能です。

さらに、今見ている番組がどういう番組かということを確認するのに、番組を見ながら「番組の内容」を押すと……。

【機械音声】NHK 総合、1、大阪、アートエンターテインメント迷宮美術館、伝説の日本人画家、現在放送中、午後 3 時ちょうどまで。20 世紀初頭、霧のロンドンを描いた牧野義雄、フランスの……。

このように音声で、詳細内容をさらに詳しく知ることができます。

【機械音声】20 世紀初頭、霧のロンドンを描いた牧野義雄、フランスの幻の地方をよみがえらせた長谷川清、アメリカ日系人収容所で美術学校を開いた……。番組内容、海外で才能を開花させた日本人アーティストを特集……。

この機能を使うことで視聴中の番組の番組内容を簡単に確認することができます。

また、読み上げの速度も 3 段階で変更でき、耳での確認に慣れた、速く、遅くという設定ができるようになっていきます。さらに、今見ている放送の裏番組は何だろうというときに、裏番組というボタンを押すことで裏番組の内容を表示できます。さらに、その細かい内容を見ようというときには、この番組を選んでいただいて同じように番組内容を押していただければ自動的にその番組の内容を紹介できる構成になっています。

【機械音声】現在放送中、午後 3 時ちょうどまで。

本日はレコーダの機器は持ってきていませんが、テレビとレコーダを接続して、テレビの番組表で放送番組の予約を音声で確認しながら操作できるという機能も、一部取り入れております。

ここまで音声の便利機能を紹介いたしましたけれども、それ以外に 2、3、弊社のテレビの特徴を説明いたします。

一つは転倒防止です。液晶テレビになり、ブラウン管のときと違って簡単に設置できるようになりました。一方で誤ってテレビ本体に触っても、テレビが転倒しないように事故を防がなければなりません。弊社のテレビには、複数の方法でスタンドに固定できる工夫がされています。設置場所によって最適の固定方法を選択できます。

また、イヤホン音量個別設定という機能があり、テレビのスピーカーからの音とイヤホンを接続したときの音を個別に音量設定することが可能です。例えば病院などでテレビを試聴中に、誤ってイヤホンが外れても、テレビのスピーカーから大音量が出ることを防ぐことができます。また一方で、テレビの画面を消して音だけを楽しむということもできますので、電気代の節約にもなります。

以上、短い時間にざっと特徴を述べましたが、我々のこれらの機能は、最新の機種、大きなサイズでは 46 インチ、42 インチ、40 インチ、37 インチ、小さなサイズでは 26 インチ、19 インチまで準備しております。詳しくはお手元にございますカタログをお配りしました。40 ページに指標一覧表がございますけれども、その中の S D カードの欄に○印が入っている、このものが今一番新しい、しゃべる機能が入ったセットでございます。まだまだ不十分で中途半端な機能もいっぱいございますけれども、今後も皆さんから勉強させていただきながら、毎年毎年、少しずつですけれども、皆さんにより使いやすいテレビを設計していきたいと考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。今日はどうもありがとうございました。

※追記

三菱電機から 09 年秋に発売された新モデルの一部では、操作メニュー使用時に、カーソルが当たっている項目名や立体形状ボタンの名称の設定内容を読み上げることができるようになりました。また、リモコンキーの一部（入力切換、オフタイマー、音声切換など）で、キー操作時の機能を読み上げたり、設定内容を音声で確認できるようになりました。

対象機種は、LCD-52MZW300、LCD-46MZW300、LCD-40MZW300 の 3 機種です。

以下のホームページにも機能紹介を掲載しております。

http://www.mitsubishielectric.co.jp/home/ctv/feature/uni_eco.html#speak

デジタル放送の技術と取り組み

地上デジタル放送受信機の現状と活用例（大阪会場）

～利用者（視覚障害者）の立場から～

地デジ受像機のアクセシビリティに注目

（福）日本ライトハウス 点字情報技術センター編集主幹 福井 哲也

ありがとうございます。皆さん、こんにちは。日本ライトハウスで点字出版の仕事をしております福井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今日私は全盲の立場から、地デジテレビ受像機のアクセシビリティについてお話ししたいと思います。デジタル放送の新しい技術で、例えば音声解説や字幕などが幅広く容易に付加できるようになったというのは、非常に素晴らしいことですが、肝心のテレビ受像機そのものにバリアがあったのでは、私たち障害者はデジタル放送の恩恵にあずかることができません。その意味でこれは最も基本的な問題と言えると思います。

わが家では昨年末、テレビとディスクレコーダを買い替えました。テレビが三菱電機の LCD-20MX10S、ディスクレコーダが同社の DVR-BZ200 です。三菱電機が、先ほど谷水さんが紹介された「しゃべるテレビ」を発売しているという情報を知って、それに飛びついたというわけです。

このテレビを手に入れたら、私のテレビの使い方というのはある意味で非常に能動的になりました。これまではたまに家族が新聞のテレビ欄を見て、こんなおもしろそうな番組があるよと教えてくれても、時間になったらそのことを忘れているというようなこともあったのですが、自分で番組表を調べられるようになって、これを見ようという明確な意志を持ってテレビをつけるようになりましたし、録画予約を生まれて初めて自分でするようになりました。

実は VHS のレコーダでも、視覚障害者に録画ができる機種というのが以前あったんですが、でも、当時私は興味がなかったもので、今回初めて録画予約をしてテレビを見ています。

では実際、どのようにして操作をしているのかをビデオでご覧いただきます。

これは自宅で撮ってきたビデオですけれども、ビデオの中では電子番組表の閲覧、視聴予約、それから番組をジャンルで検索すること、そして録画予約などをお見せしています。

「しゃべるテレビ」というのは番組表は読み上げますが、操作メニューは読みませんので、ジャンル検索など特にかなり強引にわかりにくい中で使っていることもあります。それと、先ほど谷水さんが紹介されたのは現在の最新機種なんですが、私が購入したのは一つ前のタイプのもので、しゃべる機能やその他の音が少し違っているところがございます。

ではビデオをお願いします。

【ビデオ（福井）】リモコンにたくさんボタンがありますが、今使いますのは上下左右の矢印キー、真ん中の決定キー、あとその右上に番組表ボタンがあって、一番右下の黄色いボタンこれが音声読み上げのときに使います。テレビの電源を入れます。ちょっと時間がかかります。これで電源が入りました。ここで現在の番組の情報を聞くために番組表ボタンを押します。そしてこのままではしゃべらないので、黄色のボタンを押すと合成音声を読み上げます。

【機械音声】NHK 総合、1、大阪、大阪の中心で自転車ツアー……。

これで矢印の下を1回押すと次の番組にフォーカスが当たって、もう1回黄色を押すと情報を読み上げます。

【機械音声】NHK 総合、1、大阪、NHK ニュース7、3月9日月曜日午後7時ちょうどから午後7時30分まで……。

もう1回下を押して音声ボタンを押します。

【機械音声】NHK 総合、1、大阪、クローズアップ現代、広がるかワークシェアリング、3月9日月曜日午後7時30分から午後8時ちょうどまで……。

例えばこの「クローズアップ現代」を視聴予約するとしますと、ここで決定キーを1回押します。そうすると番組内容というのになっていると思うんですが、何もしゃべりません。ここでもう1回決定を押すと、予約の画面に入ります。ちょうど視聴予約にフォーカスが合っているはずなので、もう1回決定を押します。

【機械音声】指定予約の登録を完了しました。地上デジタル放送、NHK 総合、1、大阪、クローズアップ現代、広がるかワークシェアリング……。

このように確認ができるわけです。あとは決定を押してテレビを消しておきますと、予定の7時半になると自動的にテレビがつくというわけです。

では次に、番組のジャンル検索で、私の好きな落語の番組を検索してみたいと思います。矢印キーの上にあるメニューボタンをまず押します。これで画面にはいろんなメニューが出ていると思うのですが、この辺は全く音声化しません。これはもう丸覚えで下を3回、決定、下を2回、決定。これでジャンル検索に入ったはずです。この中いろいろ、ジャンルの選択肢が出ているんですけども、これもあらかじめ全部読んでもらって点字の表にしています。下を9回押すと、これで劇場になっているはずで、右を1回押すと、その中に入って、下3回で落語のところに合っているはずと。この辺全くフィードバックなしでやります。で、決定を押す。左上の番組内容を押します。右下の黄色いボタンを押して音声を出すと……。

【機械音声】NHK 教育、1、大阪、日本の話芸、落語、幾代餅、3月10日火曜日午後2時ちょうどから午後2時30分まで……。

このように内容が読み上げられます。1回戻って1つ下を押して、また番組内容。これで次の番組の。

【機械音声】NHK 教育、1、大阪、テレビ絵本、まんじゅう怖い、3月13日火曜日午前7時45分から午前7時50分まで……。

これで決定を押します。予約の画面になっているはずで、このままだと視聴予約にフォー

カスですので、1 回右を押して、この辺音声フィードバックないんですが、決定を押すと…。

【機械音声】HDMI1 に接続されている機器に予約登録情報を送信します。よろしいですか。

確認が出ますのでもう 1 回決定で OK と。

【機械音声】HDMI1 に接続されている録画機器に予約登録情報を送信しました。登録内容の確認や編集は接続機器側の予約一覧から行ってください。

それでは今度はディスクレコーダで録画した番組はどのように見るかというところをお見せします。形は似ていますが、今度はディスクレコーダのリモコンです。たくさんあるキーの中で矢印キー、決定キー、そして左上に再生リストというキーがあります。これを使います。まず再生リストというのを押します。そうすると、これでディスクレコーダからの信号でテレビが切り替わりましたけれども、画面には今、録画している番組の一覧が出ていて、一番新しいところにフォーカスが当たっています。このように最初の部分が少し早回しで音が聞こえるんですね。これを頼りに選んでいきます。下矢印キーを押すたびに次の番組になります。で、また違う番組、次の番組というふうに、頭の部分を聞いて、これかなということで決定をする。すると再生が始まるということです。

福井●ビデオは以上です。

このビデオではデモしていませんでしたけれども、一発録画とか番組ポーズという機能も、リモコンに専用のボタンがありますので、簡単に使えます。一発録画は、見ている番組をその場で録画を開始すること。番組ポーズというのは、番組の視聴を一時中断してレコーダに録画しながら追いかけてそれを見るという機能です。

なお、ディスクレコーダには音声読み上げ機能などはありませんので、録画済みの番組を再生する以外の多くの操作は、例えば録画した番組を消去するといったようなことも自力では困難と思われます。

では次に、「しゃべるテレビ」ではまだできないこと、改善をお願いしたいことについてお話ししたいと思います。

レジュメに書きました順序とはちょっと違いますけれども、第一番に、操作メニューの読み上げができません。ボタンを押す回数だけでやるのは結構大変なことは、先ほどビデオでもご紹介したとおりです。番組表を読み上げる合成音声のエンジンを積んでいるのですから、メニュー項目も読み上げが可能なのではないかと思います。また、エラーメッセージの読み上げも非常に重要です。私は先ほど、録画予約ができると報告しましたけれども、実はこれは 100%ではありません。実際、何かの理由でレコーダ側で予約を受け付けられなかったとき、画面にはエラーメッセージが表示されていたのに音声では読み上げられず気づかなかったという経験をしました。

二番目に、リモコン操作が受け付けられたかどうかわかりにくいという問題があります。操作メニューの音声読み上げがない場合は特に、テレビがキー操作に反応してピ、ピというような音を出してくれるだけでも非常に安心感があって、確実に操作できます。実はわが家のテレビでもデータ放送のモードに入りますとキー操作ごとにピ、ピという音が出るんですね。しかもそれは数種類の音が使われています。ならばデータ放送以外のときにも音を鳴らすような設定をユーザー側で選べるようにしていただけたらと思います。

三番目は、音声切り替え。例えば主音声、副音声などの切り替えがどっちになっているかわかりにくいという問題があります。音声切り替えの操作自体は、リモコンにそれ専用のボタンがありますので簡単ですけれども、例えば副音声解説というのはずっと解説がしゃべっているわけではありませので、切り替えた結果がどっちになったかというのは非常にわかりにくいです。音声切り替えは我々にとって特に重要な機能なので例に挙げましたけれども、これ以外にも切り替え操作の結果を読み上げてほしいという場面はたくさんあります。

四番目に、データ放送も読み上げてほしいということがあります。ただこれについては、データの形式などいろんなことがあるようで、そんなに単純ではないというふうにも聞いております。また、電波に乗ってやってくる番組表のデータそのものに原因があると思われる問題もありました。例えば、ジャンル検索で当然ヒットするはずの番組がヒットしてくれない。あるいは番組表のテレビ画面の方では解説放送などの情報が映っているのに音声で読み上げてくれない。これはグラフィックで表されていることが原因のようです。こういった問題はテレビ受像機の側では解決が困難なようです。

それでは次に、簡単リモコンということについて一言申し上げたいと思います。今のテレビのリモコンというのはボタンがたくさん並んでいて操作がわかりにくい。だから高齢者や障害者にはボタンの数が少なく機能絞った簡単リモコンが必要だという指摘を耳にすることがあります。でもそれは大きな誤解です。視覚障害者の中にもチャンネルが回せて音量が上げ下げできればそれでいいという人もいれば、デジタル放送の豊富な機能をすべて活用したいという人もいます。健常者も同じですよ。一部の機能だけ欲しい、あるいはいろんな豊富な機能。これはだから、障害があるかないかとテレビをどう使いたいかは関係がないのです。そして、豊富な機能を活用したい視覚障害者にとっては、リモコンのボタンは多い方がいいのです。つまり、機能ごとにボタンが分かれている方が確実だからです。もちろんこれを使いこなすためにはボタンの大きさとか形に変化を持たせたり、配置に工夫する必要があります。これ、今使っている三菱のリモコンですけれども、例えばチャンネルの5のボタンには凸点があり、音量とかチャンネルのアップダウンはシーソーの形になっていますし、矢印キーは大きな丸い形。そして機能ごとでいうと、番組表とか番組内容、下の蓋の中には一発録画とか音声切り替えなど、それぞれボタンがついている。このリモコンは全部で53個のボタンがありますけれども、このように工夫した形になっていれば、これは非常にいいデザインだと私は思っています。

そもそも年齢や障害ということと、どういう機能を使いたいかということは全く関係がない。そして、リモコンの設計というのはいわば枝葉のことなのです。重要なのはテレビ本体にどういう機能を持たせて、どういうインターフェースにするかということだと思います。リモコンでテレビが使えるようになるわけではないということを、改めて申し上げたいと思います。

バリアフリーで一番大切なことは何か。私は、技術の進歩で新たなバリアを作り出さないということが一番大切だと思っています。デジタル放送の普及で、健常者の人たちが享受できるテレビのいろんな便利な機能。それに対して障害者がもしそれを使えないということになりますと、これは結果として相対的にバリアを作ってしまったということになると思います。健常者も障害者も等しく使えるようなものにすること、それがまさにバリアフリーだと思います。

また、バリアフリーの推進には、製品情報をいかにユーザーに伝えるかということが非常に重要です。わが家のテレビというのは1つ前の機種で、デモでもおわかりのように、矢印で動かしたときにいちいち音声のボタンを押さないと声が出ない。今の機種はカーソルを動

かすだけで音声が出るモードがあります。これは買うときにはわからなかったんです。そもそも「しゃべるテレビ」があるという情報を得るのにも随分苦労しました。これを知ったのは毎日新聞のユニバーサロン・メーリングリストというところで教えてもらったんですけども、家電量販店の店員さんは4、5軒聞きましたが誰一人「しゃべるテレビ」のことを知りませんでした。そして、購入時点でそれが最新機種ではなく、最新のものでは機能がこう変わっているということは実は後になって知ったので、ちょっと悔しい思いをしたわけです。ですので、こういった情報をきちっとどうやってつたえるかということ非常に重要な問題かと思います。

2011年の地デジ移行というのは、いわば国策で行われています。したがってテレビ受像機のアクセシビリティの向上に向けてメーカーさんにもよりいっそう頑張っていただきたいと思いますけれども、それと同時に、政府の積極的な関与というのが不可欠ではないかと考えています。

皆さん、ありがとうございました。

パネルディスカッション

コーディネータ

障害者放送協議会 放送・通信バリアフリー委員長/浦和大学教授 寺島 彰

パネリスト (福) 全日本手をつなぐ育成会 常務理事 大久保 常明

(社) 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 理事長 高岡 正

(特) 全国視覚障害者情報提供施設協会

情報アクセシビリティ検討委員会 外部委員 南谷 和範

(財) 全日本ろうあ連盟 理事 宮本 一郎

寺島●それではパネルディスカッションを始めたいと思います。これまでの議論の中で、質問はすべて本セッションで受け付けることになりましたので、それにも配慮をさせていただきたいと思います。

このパネルディスカッションのテーマを、「地上デジタル放送の今後への期待」とさせていただきましたが、デジタル化への移行についてはすでに決定していますので、その次の段階に向けて、これからどのようにアクションを起こしていかなければならないのかを考えることが一つの目的です。もう一つの目的は、当事者のニーズを明らかにし、問題を解決するプロセスを考えることです。

例えば、ガイド 71 という情報機器や通信機器をアクセシブルにするための国際的な規格がありますが、それは日本の JIS 規格が元になっています。また、多くの駅のホームにドアがついているような国は日本以外にはありません。多分、日本はバリアフリーで、世界で一番進んでいる国だと思います。

どうしてそうなったのかと言いますと、それぞれの分野において、障害当事者のニーズを十分にくみ上げてきた結果だと思います。障害当事者の方々が要望を出し、それに対して行政や技術者たちがそれに応えてきたのだということです。

日本の行政はそういうニーズのくみ上げを中心にして制度改変をやってきて、日本の福祉制度は世界的に見ても、最先端にあると思います。最近の社会保障改革のために後退していますけれども、それまでは日本は、北欧の福祉国家にはないバリアフリーの進んだ福祉制度をもった国であると思っています。

ところが、残念ながら放送の分野に関しましては、日本が最先端を行っているという状態では全くない状態であります。私は障害者放送協議会放送通信バリアフリー委員会の委員長をしていますが、この分野への影響力が弱くまだいろいろなバリアが存在します。それが実態ではないかと思っています。

そこで、当事者の方のニーズをはっきりとさせ、それをきちんと解決していくプロセスが重要ではないかと考え、このパネルディスカッションを企画した次第でございます。

最初に、パネリストの方々から、今後の地上デジタル放送についてどういう取り組みをすべきかについて、10 分程度ずつお話しいただきまして、その後、これまでのプログラムで積み残した質問も含めて、大阪会場、東京会場からご質問をしていただき、最後に、まとめをしていきたいと考えています。

それでは、最初に、全日本手をつなぐ育成会の久保さんから話をお願いいたします。

大久保●今ご紹介いただきました全日本手をつなぐ育成会の久保と申します。私どもの

団体は知的障害のある方々の家族の会です。それとデジタル放送化というところで、お話しする内容がデジタル放送と直接結びつくかどうかはわからないところもあります。ただ、デジタル放送化の流れの中で、あるいはそれをいい機会ととらえて、放送と知的障害のある方たちというテーマで少しお話ししたいと思います。

まず、テレビによる情報、あるいは娯楽という部分もあるかもしれません。これは知的障害のある方にも非常に重要であり大切であるということです。

今どこで暮らしてようと、地域で暮らしている方、あるいは施設で暮らす方も含めて、テレビは必須の生活上のアイテムであるということです。ただし、障害特性といったところから考えますと、一般に皆さんが複雑なドラマとかを見て楽しむという形でない楽しみ方、あるいは情報を得る方法とかで違いがあるかもしれません。その一つの例としては、例えばニュース番組を見ても、なかなかわかりづらいという部分は、確かにあると思います。

そこで、今教育テレビでやっている「週刊こどもニュース」のようなものが、ニュースを知る上では非常に大切かもしれないということです。当然、他の歌番組やドラマも見て楽しむことはあると思いますが、なかなか複雑な展開のドラマになると、ストーリーを理解しづらいという部分もあるかもしれません。

しかしながら今、福祉の流れということであえて申し上げるなら、地域生活というのがキーワードになっています。まだ施設に暮らす方が 10 万弱くらいです。これから多くの方々が地域で普通に暮らしていくという流れにあるわけです。その中で、テレビの持つ重要性は、単に娯楽だけでなく、重要な情報を得るためのツールであるということです。

例えば、私どもが朝起きて、恐らくテレビをつけて、天気予報を見て、今日は傘を持っていこうかを決めたりするときに、例えば、雨の確率が何十%といったときに、概ね私たちはパーセントというものを頭の中で抽象的な概念として浮かべて、そこで判断するわけです。そういった降水確率何%というのが、素直に傘を持っていこうかにはなかなかつながらないかもしれない。そうすると、そういう情報をいかにかみ砕いてわかりやすく、あるいは視覚的に伝えていくかということになろうかと思います。

私たちは実際に、生活の中で自然に情報を得ながら生活をしている、そしてさらに災害情報などの緊急対応の問題もあります。こういった情報と、それこそ、ニュースという世の中の動きを見ながら自分たちの暮らしを考えていくことになろうかと思います。そういう意味でいけば、知的障害のある方々にとって番組としては今のところ不十分だという感じは否めません。

デジタル放送というところに話を進めますと、一つは、まずデジタル放送に変わっていく、そして今までのアナログのブラウン管のテレビは使えなくなる。まずこの情報を正確に得ていく必要があります。そしてそれは、複雑にデジタル放送がどういうものであるというより、まず、普通のブラウン管のテレビで見られなくなる、そこでデジタルに対応するテレビやチューナーが必要になる。この辺の情報をしっかりと知的障害のある方に伝えていく、あるいは支援する方々に伝えていく。そのときに当然、新たなテレビあるいはチューナーが必要になったとき、低所得の方々に対しては、経済的な支援を公的に保障してほしいということが片方あります。

それと、先ほど話がありましたけれども、リモコンの複雑な操作がデジタルになると増えていく。様々な機能を有効に使っていくということで、当然リモコンも複雑になっていく。そうすると、知的障害というところから申し上げるなら、できる限り簡略である方がいいと言えると思います。それは知的障害がある方だけでなく、高齢者の方々も含めて。それは機能を十分に生かせないことにもなるかもしれませんけれども、まずその前に、テレビを基本

的に見るというか、基本的なところの操作に絞ったものが必要ではないか。

したがって、非常にやさしいリモコンが片方であって、一方で機能を十分に生かせるリモコンもある。つまりそういった選択肢を用意することが重要ではないか。

既に携帯電話では、いろいろな人に対応するよう簡単な操作のものも増えてきています。それと同じように、リモコンに幾つかの種類があっていいでしょうし、むしろパーソナルとまでは言えませんが、福祉の世界ではパーソナルサービス、個人個人のニーズに合わせた形の支援がどれだけできるかという方向で動いている中で、やはり放送の方も、少しでもそういった、一人ひとりのニーズに対応できような操作性への配慮をしていただければと思う次第です。

あともう一つはデジタルということで、多くのチャンネルが可能になっていくというところで、やはり子どもの専用番組が増えるということは、片一方でいえば知的障害の方たちにもわかりやすい番組が増えるのかなと。そういった専用チャンネルがこれから増えていくことに期待したいと思っています。

テレビというのは、これからいろいろな可能性が一方でありますし、生活していく上で、そしてさらに言うならば、知的障害のある方々が、これから地域で暮らしていく中で必須のアイテムだと思います。それが一人ひとりに対してやさしいものであってほしいと期待しております。以上です。

寺島●どうもありがとうございました。次に全日本難聴者・中途失聴者団体連合会の高岡さん、お願いします。

高岡●ただいま紹介いただきました全難聴の高岡です。大きく三つの点についてお話ししたいと思います。

一つは、放送は全国民のものであるということです。放送法には、放送は公共の電波を通じて行われるサービスであることから、すべての国民にあまねく電波を届ける、番組を提供するという義務が、放送事業者に課せられています。この「すべての国民」という中には当然、障害者も含まれるわけです。しかしながら現在の行政の施策、放送事業者、テレビメーカーなどの対応は、そうっていないというところに大きな問題があると思います。

地デジに移行すると一部の地域で地デジが見られない地域が残ります。わずか数パーセントの地域なのですが、難視聴地域対策として政府はBSやケーブルテレビで地デジのチャンネルを再送信することを認めています。それにかかる経費は数百億円と言われています。このように、難視聴地域対策はあるのですが、難視聴者対策がないんですね。

私たち障害者が社会の一員である、人間であるということを保障するのが、午前中、藤井さんがお話しされた障害者の権利条約です。障害者も基本的人権を持っている、普通の人と同じであるということを高らかに宣言し、そのことを具体的に保障する道筋を示したものと言えます。このことは、障害者の問題が一部の人のものではなく、すべての市民にとって必要な問題であるということを示しています。特に今日、高齢化社会になった日本。高齢者が2,800万人。75歳以上の高齢者も1,000万人を超えています。高齢になるとどなたも身体のだこかに幾らかの支障を生じます。つまり、障害者権利条約をきちんと対応するということは、こうした高齢化社会にも対応するということなのです。障害者が何かしら特別な重度の障害を持った人だけという考え方を改めなければならないと思います。

二つ目は、あらゆる施策に障害当事者が関わる仕組みを作る必要があるということです。放送・通信関係の施策では、障害者当事者が関わるができなかったために現在の大きな

課題を抱えてしまっています。地上デジタル放送の規格を作ったのは放送事業者とテレビメーカーです。私たち障害者には一言も相談がありませんでした。

また、平成 20 年、昨年(2008)の 2 月に情報通信審議会 地上デジタル推進に関する検討会が行われましたが、この検討会が発足して約 6 年、35 回目にして初めて聴覚障害者、視覚障害者が意見を述べました。それまで、障害当事者が意見を求められたことはなかったのです。

また、通信と放送の融合が今の IT 化社会の中で大きな課題になっていますけれども、これも私たち抜きに話がどんどん進んでいます。何かが決まった後に言われたのでは、とても大きな問題が残ると思います。

三つ目に今後どうするかという問題です。それは、私たち障害者も加わった施策形成の場を作ること。施策形成だけではなく、技術開発、社会に対する啓発の分野にも、障害当事者が関わった組織が必要だと思います。技術的な問題が詳しいとは限りませんが、ニーズは何かということは私たちが一番よく知っており、何を優先してほしいかということと言える立場にあります。

実は私たちは障害当事者が関わることについて、とてもいい経験を持っています。先ほどの寺島先生がお話しされたガイド 71 という、高齢者・障害者が使いやすい機器のガイドラインを作ったときは、いろいろな企業、行政と私たちが関わって作ったのです。日本規格協会＝INSTAC と通信機器メーカーの業界団体 CIAJ が一緒になって、通信機器のバリアフリーのガイドラインを作り、それが JIS 規格になりました。通信機器のアクセシビリティだけでなく、コンピュータの操作性についても規格が作られています。

しかし、放送機器に関するガイドライン、JIS 規格というものがありません。私たちを加えて、ぜひ、視覚障害者にも、聴覚障害者にも、あらゆる障害者に使いやすいテレビの規格を作る必要があると思います。

啓発に関しては、午前中の総務省の報告の中でも、地デジを推進するために、高齢者・障害者向けのサポートセンターを作るというお話でした。しかし、このサポートセンターを作ることについて、私たちは何も相談を受けていません。またもや行政だけが決めているのです。

昨年の 2 月に、デジタル放送通信に関する検討委員会で、全日本ろうあ連盟、全難聴、点字図書館の代表が、それぞれの立場で意見を述べました。地上デジタル放送には大きな問題がある。口々に話しましたところ、そこにいらっしゃる様々な立場の委員の方が、「衝撃的だった、言葉がない」と言うぐらいでした。なぜ私たちの声がかくも無視されなければならないかったのでしょうか。

サポートセンターは、これから動き始める組織です。先ほどの総務省の資料に問い合わせの電話番号は書いてあります。ファックス番号がありません。メールアドレスもありません。私たちは問い合わせをすることもできない、私たちのことを考えていない証拠なんです。

サポートセンターが機能すれば、一人ひとりの障害者を訪ねるといいます。では手話通訳は、要約筆記は、ガイドヘルパーは、誰が負担するのですか。福祉の予算でしょうか。これはきちんと総務省が、あるいは放送業界が対応すべき問題だと思います。

このように一つひとつの問題をとっても、私たち障害者抜きでは問題が解決しないということは、これまでの例で明らかです。

今後も私たちの力を結集して、地上デジタル放送に関わって、障害者権利条約の理念の実現を目指したいと思います。よろしくお願いします。

寺島●どうもありがとうございました。次に全日本ろうあ連盟の宮本さん、お願いします。

宮本●全日本ろうあ連盟の理事を務めております宮本と申します。よろしくお願いします。先ほど高岡さんは字幕の利用者というお立場での発言でした。私としては手話の利用者の立場から申し上げたいと思います。

まず皆様方、私はいろいろなところへ行って話しをするとき、必ず手話に対する見方を申し上げています。まず手話が必要だという理由ですが、例えば文章が読めないとか、あるいは日本語の文の読み方が苦手だと、意味がつかめないから手話が必要だという意味ではないのです。これは大した問題ではないのです。それは小さな問題でして、まず一番大切な問題は選択権ということなのです。例えば、手話を選択する権利を奪われたということにもなりかねません。我々聴覚障害者、ろう者にとっては、手話を見るか日本語の字幕を見るかは、自由な選択権があるべきだと思います。人間のその辺りの選択権については考えなければなりません。その辺も含めてご理解いただきたいと思っています。

次に、ちょっと数字の間違いがあってはいけませんが、平成 14 年度、「新聴覚障害者に関する放送の円滑化に関わる法律」、ちょっと長い名前の法律ですけれども、この中に、字幕放送・解説放送に関する文言が盛り込まれました。それは技術開発のためにということで、明確に示されたものですが、残念ながらその中には手話放送という言葉がありません。それは長い間そのままの状況で来ました。当然我々は、情報を得られないために知らないままになってしまったという経過があります。非常にこれは残念なことだったと思います。

その中で、平成 19 年度、「デジタル放送移行を目指して」という委員会が立てられますが、当事者としての参加をいたしました。そこで手話を利用する立場として、例えば 100% 手話を挿入する必要があるということを強く繰り返し求めてまいりました。しかし総務省の方は結局、その新たな指針の中には字幕の目標 100%、これは高い目標として設定しています。解説放送も同様に目標を高いレベルで設定しています。しかし、手話はどうか。目標は何も明記されていないという状況。これから新たに検討しなければならない課題ということで一文添えてあるだけでした。非常にこれは残念な結果でした。

ともかく、総務省、NHK、放送事業者も努力していただくことを期待したいと思います。しかし先ほど、午前中にも NHK の中村さん、総務省の平林さんの報告もありましたが、まだ手話放送に関する取り組みというものが、今までなかったことがわかりました。全くやってないということではないと思いますけれども、一部の努力はありました。しかしまだ実現にはほど遠いという話で終わってしまっていると思います。

次に、技術の問題についてです。技術的な問題につきましては、まずテレビの画面ですが、皆さんがご覧になるテレビの画面に手話、例えばワイプ、あるいはクローズド・サインなど新しい技術の導入は可能です。もちろんデジタルでは難しいということは決してないわけです。可能性はあり、皆さんの期待通り実現できるはずのことなのです。しかしながら放送事業者及びメーカー側におきましては、映像の中に手話を挿入することは技術的に非常に難しい、挿入は困難であるという回答に終始しています。なぜかと、非常に不思議に思いました。そこでわかったことは、ARIB（アライブ）の規格がございます。少し話は戻りますが、まずデジタル放送の場合は、インターネットと同様にパケットの形で送信するというシステムになっています。一つ目のパケットを送り、順番にパケットを送るという形になりますが、そのパケットを受信した機械の方で、結局パケットを拡大し、テレビに必要な情報を取り出してそして映像化する仕組みになっているのです。ところがそのパケットの中に決められた位置がありまして、それぞれの情報が配分されて入っています。そのとき放送事業者とテレビ受信機に相互に決められたルール、規格があるようなのですが、そのルールの中に映像が

あり、字幕のための記号があり、それを示すための時間情報も入っています。それらだけで、結局、手話に関するものを入れるスペースがないということなのです。それが今、映像に手話を入れられないという一つのネックになっていることがわかりました。

本当かどうか、情報が間違いかどうかわかりませんが、もう一度確認はいたしますが、とにかく ARIB というものが手話の画像に制約をもたらしている大きな壁になっているということです。

実は ARIB は、放送に関する専門家が集まって協議をして、その話し合いをもとに決められたということですが、ただその会議には、我々当事者は排除されたまま専門家のみで進んでしまったという経過があります。これは非常に残念なことです。これから ARIB を改正するのはもうできないと思います。なぜなら既にテレビ業界でも放送していますし、受信機もそのような規格で作られ販売されています。ですから今さら変えることは無理だということはあると思いますが、何らかの新しい規格を加えるか、何らかの工夫が必要になってくると思います。

次に、最後になりますが、先ほど高田さんから話がありましたように、壁というのは法律があります。まず日本国憲法にのっとって放送法というものがあります。放送法の中に、先ほどの高田さんのお話にありましたけれども、日本国民すべからく平等にサービスを受けるという意味での文言が書き込まれています。しかし実際に現状はどうか。視覚障害者、身体障害者、聴覚障害者、同じ状況で平等に情報を受けられる環境にないわけです。ですからまだ放送法の目標は達成するという状況ではないという現状があります。

字幕の話ですが、字幕には力を入れて進んではいます。字幕利用者としては非常にいい状況ですけれども、政府、放送事業者関係につきましては、その見方については字幕利用者のためという見方ではなく、日本国民すべからく全体のための、つまり誰もがみられるという環境、お年寄りでもみられる、つまり最大公約数を選んだという字幕の視点からの対応だと思います。

ですから国民すべからく見ることができる一番いい方法として選ぶというのではなく、最大公約数ではなく、様々な言語があり、様々なニーズがあり、様々な障害があり、それぞれの障害特性やニーズにあった形で対応できるようなサービス提供というものが非常に重要。そういう努力の姿勢が大切だと思います。ですからその体制を促すためには、新たな法律を作る必要があるのではないかと考えています。それを作っていくために元になるのは、朝の藤井さんの発言にもありましたが、国連の障害者権利条約の理念を基本とし、そして放送法、すべての国民に対するサービスということでの環境も重ね合わせて、私たち一緒に考えていかなければいけない時代に入ったと思います。以上です。

寺島●どうもありがとうございました。それでは最後になりましたけれども、全国視覚障害者情報提供施設協会の南谷さん、お願いします。

南谷●着席で失礼します。今ご紹介いただきました全視情協の方で外部委員をしております南谷と申します。視力ゼロの視覚障害当事者です。今日はパネラーの皆さん、大変すばらしい肩書と実績の持ち主ばかりで、何か僕のようなものが混ざっているのはお恥ずかしい限りなんです。あまり紹介できる実績とか肩書きもないので。今日はテレビの話ということで、私の好きなテレビ番組を申し上げたいと思います。好きなテレビ番組は四つほどあります。一つは、以前 NHK とアメリカの ABC 放送が協同で制作した「映像の世紀」というドキュメンタリーシリーズが。あとは日本テレビの長寿番組で「笑点」。そして今年で制作 30 周

年となる日本アニメの金字塔の「機動戦士ガンダム」。最後にイギリスのグラナダテレビというところが制作しまして日本では NHK が何度か放送している「シャーロックホームズの冒険」のドラマ版。この辺りが僕の好きな番組です。

ここでは本日、視覚障害の側から繰り返し論じてきましたテレビ受像機のバリアフリー問題の、現状と解決の方途について、より総論的な観点から改めて考えてみたいと思います。

本日は「しゃべるテレビ」について、三菱の谷水さん及び福井さんから話がありました。谷水さんからは開発側としての認識や開発過程についてのお話をいただきました。福井さんからは「しゃべるテレビ」の実機に即して「しゃべるテレビ」でできることとできないことについて、詳細な説明がありました。

さて、福井さんの話からはっきりしたこととしましては、現状の「しゃべるテレビ」では、視覚障害者にとってできることとできないことがあるという事実です。例えば、デモにもありましたように、電子番組表＝EPG が利用できることがわかりました。これは重大な進歩です。リモコンの形状の話に終始しないで受像機本体のソフトウェアに手を入れて EPG の読み上げ機能を実現した三菱電機の英断に拍手を贈りたいです。「山田君、三菱電機に座布団 2 枚」といった感じですかね。その一方で、画面に表示されるメニューの読み上げができないこともわかりました。メニューによる操作は、地デジ操作の基礎となっていますので、メニューの読み上げができない以上、残念ながら「しゃべるテレビ」で地デジが使えるようになったと言うことはできません。結論的に言えば、視覚障害者のバリアフリーはポツポツと部分的に実現された段階ということになるのではないかと思います。

今日は放送テレビについてのシンポジウムですので、ちょっとテレビの話をしたいと思います。TBS の往年のテレビ番組に「風雲たけし城」というのがあったのを皆さん、ご存じですか？ 私より上の世代の方は覚えているのではないかと思います。この番組はビートたけしが城主として君臨しているたけし城を、視聴者から選ばれた挑戦者たちが幾つもの関門を突破して攻略を試みるという企画番組でした。この幾つもの関門の中に竜神池というのがあったんですね。この関門は池の中に飛び石が幾つかあって、挑戦者はこの飛び石を勢いよくポンポンと跳び移って行って池の横断を試みるというゲームでした。ちなみに、池の中には偽の飛び石というの混ざっていて、誤ってこれに乗ってしまうと挑戦者はそのままズブンと沈んで落ちこちてしまうという関門でした。

さて、現状の視覚障害者にとって地デジは、この竜神池のような状態になっているんじゃないかというのが私の印象です。つまり、ところどころにある飛び石を起用にうまく利用すればなんとかかんとか利用できるかできないか、使えるかもしれないという兆しが出てきたという感じです。それも、「しゃべるテレビ」の登場でやっと一つか二つ、飛び石が準備されたというのが正直な感想でして、これではどんなに運動神経抜群の挑戦者でも地デジという名の竜神池を突破することは不可能でしょう。

今日、福井さんがデモビデオを見せてくださいましたが、EPG の閲覧は標準的に視覚障害者全般にできることだと思います。が、録画の方は決してあれでできるということにされては困ります。福井さんは、恐ろしく運動神経抜群の挑戦者で、とても器用に何とか録画をやっているというところがありまして、あのビデオを見て、視覚障害者でも録画できるんだと思われてしまうと、ちょっと誤解を招くかなという印象を持っていますので、ここは確認しておきます。

さらに、福井さんから話があったように、ボタンの数を極限まで減らした簡単リモコンというもの。僕はこの「簡単」にはカッコをつけたいです。簡単リモコンというのは視覚障害者にとってはむしろバリアになる場合がしばしばある。このことを私は指摘しておきたい。

だから安易な簡単リモコンは、いわば竜神池では偽の飛び石とも言えるようなものになってしまうことも気をつけてほしいと感じています。これが、現状認識でございます。

さてでは、これからどうしていけばいいのかを話したいと思います。

端的に申し上げれば、できる限り横断するための飛び石の数を増やして、できる限り多くの視覚障害者ができるだけ簡単に地デジを視聴できるようにすることに尽きます。そのためには関係者が協力しながらそれぞれの分野で活動することが不可欠です。

ここでは四つの関係者についてそれぞれに期待するミッションを話したいと思います。関係者の第一は、家電メーカーでございます。

三菱電機には、まだ実現されていないメニュー読み上げまで含めた「しゃべるテレビ」の一層の発展を期待します。また、地デジテレビにおいて大きな販売シェアを持つ他の大手家電メーカーには、視覚障害者の地デジバリアフリーに関して、その技術力と意欲を具体的な形で証明していただきたいと願うところであります。RNIBのリチャードも言っていたように、視覚障害者及び他の障害も含め、こうした障害者のテレビへのアクセスは世界的な課題だと、こういう視野が必要です。世界のデジタル家電市場をリードする日本メーカー、幾つもありますが、こういうメーカーには国際的な視野を持ってこの問題に取り組んでいただきたいと感じる次第でございます。

一方、第二の関係者としては、我々視覚障害者関係団体を挙げることができます。今の地デジが視覚障害者にとってどうして使えないのか、何が不便なのかということについて広く深い認識と情報を持っているという自負が我々にはございます。だから我々はより一層の情報収集に努めて、メーカーの皆さんにはできる限り具体的にどのような飛び石が必要なのかを伝え、またメーカーの努力の結果を視覚障害者の側にフィードバックする、視覚障害当事者に広報していかなければならないということを改めて感じています。技術的な知見まで意識して、メーカーと当事者の間の橋渡しができないものかと感じ、またこうした作業への強い意欲を感じております。

そして第三の関係者は、第二と非常に重なり合うわけですが、視覚障害者当事者、個人としての当事者の皆さんにももっと声を上げてほしいというのが我々の希望でございます。視覚障害者はテレビを見ていないという偏見はまだ世の中にはびこっています。この偏見を克服するためにも、地デジ受像機が使えないとか、解説放送の目標値が設定されてもほとんど行われていないじゃないとか、あるいはそもそも目標値が10%というけど、考えてみれば放送全体の10分の1に過ぎないわけですから、目標がたったの10分の1になってるじゃないかという疑問とか不満を、総務省なり、家電メーカーなり、ヨドバシカメラの店員なりに、あ、別にヨドバシカメラに特別なこだわりはなくてたまたま秋葉原にあるというだけの話なんで、量販店の店員に直接伝えてほしい。私は、こうやって直接言っていくことで世の中に周知していくことが必要だと思いますが、直接言うのが苦手ということであれば、全視情協に所属しているような施設に申し出ていただいても構いません。

最後に第四の関係者として、国、政府には、こうした地デジバリアフリーのための試みを促進するために、極めて積極的な関与を期待します。公共の限られた資源である電波を用いた放送において、地デジという方式の採用を決定し管理しているのはやはり国というのが適切でしょう。そうであるなら、国は地デジのバリアフリーを推進する責務があるといっても過言ではございません。ぜひこの点を確認し、肝に銘じていただいて、この責務とも言える役割を積極的に果たしていただきたいと懇願する次第でございます。

最後に、加えて申し添えたいのは、本日繰り返し指摘されているように、関係者間の連携、当事者の参加を忘れてはならない。そうでないと実質を伴った結果を出すことができないと

いうことを確認しておきたいと思います。

「風雲たけし城」の話で時間を結構とってしまいました。まだ言いたいことはたくさんありますが、ひとまずここでお話を終わらせていただこうと思います。

寺島●どうもありがとうございました。これまでのプログラムを含め、質問はすべてこのパネルディスカッションにお任せしますと言われていただきますので、少しこれまでのプログラムを振り返ってみます。

大嶋さんは、目で聴くテレビとクローズド手話放送についてのお話をしていただきました。また、地上デジタル放送受信機の現状と活用例について開発者の立場と、利用者の立場からお話しをいただきました。それらのご質問もここで受けることになっています。それでは、少しご質問を受ける時間にしたいと思います。最初に大阪の会場でどなたか、ご質問がありましたらご発言ください。

花山●大阪会場司会の花山です。皆さんスピーカーと画面に釘付けのようでした。時々には笑いも巻き起こっていました。さて、何かご質問のある方、いらっしゃいますか？ お手を挙げていただけますか？……女性の方がお一人いらっしゃいました。前の男性の方もですね。よろしくお願いします。

大阪会場●今日はいろんな方面の方々のお話を聞くことができとてもいい勉強になりました。これはどなたへの質問になるかわからないのですが、先ほどから当事者の声をということも強調されていたと思うのですが、その当事者の視覚障害者といまして、やはり解説放送のことがすごく気になるんですね。

解説放送というとドラマだけをイメージされてしまいそうなのですが、それだけではなくて、普通に見ている日常の番組の中にはいろいろなものがありますので、特にニュースなど、外国からの中継とか。ニュースだけではありませんけれども外国人の方のインタビューだとか、最近特に字幕だけになってしまっていて、翻訳が全然わからないということが多いですね。一番肝心な、一番聞きたいところがすべて文字だけになっていたり。そういうのも音・声で聞かせて欲しいです。また、地上デジタルになるといろいろな情報が満載だと聞いていますので、それにすごく期待しています。特に私、阪神ファンでございますので野球放送中に選手が映ったときに、赤星選手の今の打率とか、試合状況とか、あと、途中から見たときに何対何だとか、本当に基本的なところがすべてわからないんですね。そういうところも必要だとか、そういうところを楽しんでいきたいと思う人はたくさんいると思うので、そういう声を届けたいんですけども、いろんな場面のときに、いろいろな方面の方の中に放送局の制作側の方とかディレクターとかアナウンサーとか、そういう方も入った、知ってもらう会のようなものを持つことはできないでしょうか？ これをどなたに聞けばいいのかわからないのですが、ぜひそういう場を持っていただいて、生の声をもっともっと聞いていただきたいなと。

長くなってすみません、クイズ番組が大好きなんですけど、最近のクイズ番組はやはり映像で「これは何でしょう？」とか「次の漢字の読みを答えなさい」ということが多くなってきて。あと、肝心の答えも文字だけなんです。今の答えは何だったのかとすごく気になることが多いのです。そういう状況だということを、もっと多くの、一般の方にもですけども、現場の方にもぜひ聞いてほしい。そういう場をたくさん作っていただけたらなと、心から思います。よろしくお願いいたします。

寺島●司会の寺島です。一応、障害者放送協議会のことを説明させていただきますと、現在、年に2回ではありますけれども、全文字協という放送事業者がほとんど加入している団体と障害者放送協議会が行っている懇談会があり、そこでは今お話がありましたような、外国人が話すところがよくわからないとか、あるいはスポーツ解説も、視覚障害者の方にはよくわからないので困っていますというようなことは、既に何回も言っています。クイズ番組のことは初めてお聞きしましたので、次回、そういうところで発言したいと考えております。

また、事業者を相手にするだけでなくいろんなところで、それぞれの団体が発言していただければと思います。

他に大阪会場でこれまでの発言に対してご質問はありますでしょうか？

花山●大阪からはあと2人手が挙がっています。よろしいですか？

寺島●一人当たり1、2分くらいでお願いします。なるべく多くの方に発言していただきたいのでよろしくお願いします。

大阪会場●いろいろな話、どうもありがとうございました。私もテレビで字幕を見ているわけですが、もっと欲しいのは手話です。手話が出てほしい。ときどきワイプで手話通訳が入っている。でもそのワイプを外して、ちゃんと体が出て手話が見える、もっと大きなスペースにしていだけたら、それを工夫していただきたいということです。

それとクローズド・サインというお話がありましたけれども、意味がよくわからなかったので、もう少しその説明をしていただきたいと思います。

寺島●大嶋さん、よろしいですか？

大嶋●それでは簡単に説明させていただきます。今、テレビを見たときに、字幕を見たいという場合には、リモコンで字幕のボタンを押せば字幕が出てきます。そして押せば消えます。つまり宮本さんも言われましたが、選ぶという権利が保障されています。それと同じことを手話についてもするというのがクローズド・サインです。つまり、ボタンを押せば手話が出てくる。そして必要でない人は手話のない画面を見る。この手話を選ぶという権利を保障する、これがクローズド・サインです。クローズド・サインという手話はできているのかな？

宮本●このような表現をしています。

大嶋●以上です。

寺島●どうもありがとうございました。ワイプの方は、先ほど申しあげました懇談会でそのような希望があったことをお伝えします。その懇談会にはNHKの方も参加されていますので。もう一人の方の質問をお願いします。

大阪会場●京都では地元の放送局に字幕付与を求めていますですが十分ではありません。私た

ち中途失聴者や難聴者だけでなく、字幕を必要とする障害者にとって、地元のニュースや話題は大切ですし、もっと正確に知りたいです。その放送局はローカル局ですが、字幕付与の要望を繰り返し出しても、予算や財政が厳しくて実現できないとの回答になります。国がしっかりとローカル局にも字幕付与を、目標ではなく義務として実施できるように支援なり指導をするよう求めます。この点、検討されているかどうか、質問です。

寺島●高岡さん答えていただいていいですか？

高岡●高岡です。総務省が字幕あるいは手話をつけた番組に対して補助金を出していますが、キー局は現在ほとんど補助金がなく自前でやっています。その分、解説放送ですとかローカル局への助成を多くしていると聞いています。ただ、全額助成ではなく、最大でも2分の1の助成なので放送事業者にとっては負担がまだ大きいと感じている局があるのかもしれませんが。この辺も制度上の改正を求めたいところです。

寺島●全文字協との懇談会には、総務省が出席していますので、そこで発言していきたいということでよろしいでしょうか。大阪会場の質問は以上ですね？

花山●そうですね、ご意見やご要望も含めまして質問は大阪からは以上です。ありがとうございます。

寺島●ありがとうございました。では、東京会場でご質問ありましたらどうぞ。まず後ろの方、お願いします。

東京会場●神奈川からまいりました。質問は谷水さんをお願いしたいのですが、その前に、幾らテレビとレコーダにフルで音声の機能がついたとしても、実はマニュアルにとっても大きな問題があります。今のマニュアルは実機の操作をしながら読むことを前提にして書かれているので、それを読んだだけではどのボタンを何回押したらこの操作になるのかということとは全くわからない状態です。今、マニュアルがホームページ上でPDFで公開されている場合も多いのですが、仮にそのテキストが抽出できたとしてもその壁にぶつかりますし、点訳や音訳をしてもやはりその問題が残ります。

この件に関しては、他の問題と合わせて、関東の手をつなごうすべての視覚障害者全国集会でJEITAに要望書を提出してあります。

では谷水さんへの質問ですが、「しゃべるテレビ」は、実際に僕も量販店で見てきたのですが、実際に漢字仮名交じり文を読み上げる辞書にかなり問題があって、番組によっては何を言っているかがわからなくなることがしばしば起きます。番組によっては、頻繁に地名とか人名とか独特の言い回しが出ることもあります。この問題の解決するためには、各メーカーがそれぞれ音声エンジンとか辞書を開発して、それに対応していったのでは、コストも時間もかかって現実的ではないと思われます。各メーカーが競争して機器を作っていくことについては決して問題があることとは思っていないのですが、やはり共通に必要なものですので、このアクセシビリティに関しては、エンジンとか読み上げ辞書といったものを他のメーカーと共同で開発して作っていった方が、これからもコストを上げずにできていくというふうに思うのですが、その辺の検討はされていますでしょうか？

寺島●それでは大阪会場、谷水さん、お願いします。

谷水●社内的に、何とか読みあげの正確さを向上させようというところではやっておりまして、少しずつですが、精度を上げるということでは動いております。ただ、今おっしゃられましたメーカー同士の横通しで協力してやっていくところは、ほとんどできてない内容が多いと思います。我々も業界の中で横通しする機会もありますので、そういう機会を通じて、今後、今いただいたご意見を参考にしながら改善をしていきたいと思います。よろしくお願いします。

寺島●どうもありがとうございました。それではもう一人。三番目の方、どうぞ。

東京会場●私は、視覚障害者です。私自身は 2005 年秋から、iPEG、インターネット番組表を使って一発予約録画などをして、地デジではないんですけど、便利にテレビを視聴してきた者です。今回、放送がアナログから地デジに変わるということで、どの程度いろんな取り組みがなされていて、どのようなことが検討されているのかというのを期待してきましたが、かなりがっかりしているところです。

一つ質問させていただきたいのですが、地デジになりますと 4 つのカラーボタンによるインタラクティブ機能がありますが、それに関してのアクセシビリティとか配慮点はどのように検討されたり、どのような取り組みがされているのでしょうか。それをお伺いしたいと思います。

寺島●パネラーの中でわかる方はおられますか？ 谷水さん、わかる範囲で教えてください。

谷水●なかなか即答しづらいのですが、先ほどから聞いております、メニューでの読みあげの改善。メニューでここを押せばこういう機能ができるという説明も、画面上には出てきますので、そうしたのも我々メーカーとしてはできるだけ読み上げできるようにすること、今後の課題として考えていきたいと思います。メーカーの努力としての答えしか今はできませんけれども、そういうことでお願いします。

寺島●こういうことは総務省が決めれば何とかなるとか、あるいは JEITA が決めればいいのか、そういうことはありますでしょうか？

谷水●例えば字幕やデータ放送に対して、ある程度、読みあげに対しての規格化、もしくは画面上の見やすい位置に字幕を出す方法、もしくは字幕をさらに言葉として伝えるといった規格を統一して、実際にテレビに適用しやすいように決めていくということは、我々の開発にとっても非常にメリットが出ると思います。

寺島●どうもありがとうございます。そういうことも放送協議会で少し取り組んでいきたいと思います。では、先ほど手が挙がっていた方、どうぞ。

東京会場●こんにちは。東京からまいりました。よろしくお願いいたします。朝から今の時間までいろいろとお話を伺えて、理解はできましたが、一つ困っていることがあります。

「目で聴くテレビ」について、繰り返し同じような番組ということで、ちょっと問題です。新しく刷新していただけないか。例えば、いろんなクイズ番組、あらゆる新しい企画を盛り込んでいただきたい。また、NHK でも、例えば字幕をつけるときに、バックを黒くする方法とか、また民間事業者も同じように見やすい形に、楽しめるような工夫をしていただけないか。

寺島●多分、利用者からの質問だと思いますので、高田さん、お願いします。

高田●おっしゃるとおり、本当にそのようなご要望、多くの方々からいただいて困っています。番組の再放送をしないでいつも新しい番組を放送できるような条件ができれば、もっと視聴者が増えると思います。また、放送時間も延ばしたいです。それは同じです。問題は、さっき言いましたように資金です。お金がないのです。これについて総務省に資金の援助をしてほしいということをたびたび申し入れています。少しずつ増えてきてはいますがまだまだです。不十分というのが実情です。本当に悔しい思いをしています。皆さん、どうぞよろしくをお願いします。

寺島●どうもありがとうございました。他にご質問はありますか？

井上●障害者放送協議会の著作権委員会の井上と言います。先ほど大久保さんの方からお話がありました。例えば字幕放送、それから手話の放送、いわゆる聴覚障害者の方以外のニーズもあると。実は発達障害ですとか高齢、私も高齢になってきていますけれども、例えば字幕がついていると聞き逃したところが字で残っているので確認できたり。それから「手話ニュース」は内容を要約して放送していますので、しかも字幕で、難しい漢字にはルビ振りがあったりしますので、知的の障害の方ですとか発達障害の方には実は隠れたニーズがあると。視覚あるいは聴覚障害以外にも大きなニーズがあることを放送事業者の方やメーカーの方にも伝える必要があるかなと思います。質問というよりも意見半分だったんですけども、以上です。

寺島●ありがとうございました。質問はこれで終わりということにしたいと思います。せっかくの機会ですから、こういう要望をぜひ出しておきたいという方がおられましたら……。大阪会場、いかがでしょうか？

花山●大阪の皆様、何か要望、ご意見、ありますか？ お二方、手が挙がりました。それでは福井さんからお願いしてもよろしいですか？

福井●すみません、竜神池を落ちたところはビデオに撮らず、落ちなかったところだけ映したのであれでしたが、福井です。先ほど、外国人の発言の日本語訳が読むだけで声が出ないのでわからないという話がありました。これに類似した問題で、取材の過程でインタビューはとれたけれども、本人が誰だかわからないようにするために、画面の顔にぼかしをかけて、なおかつ声をウォウォという声にしたり、アヒャアヒャという声にしたり、聞こえないようにして、誰にも聞こえないから字で出しているという手法、最近とても多い。わからなくする声なら流さない方がましと私は思います。声が出せないのならナレーターの声に置き換えた方が、例えば視覚障害者だけでなく、何か仕事や作業をしながら、遠くからテレビを

見ていて字が読めない人とか、あるいは高齢で字が読みにくい人にも役立つのではないかと
思いました。

こういうことというのは、解説放送で実現するというよりは、むしろ番組の作り方そのもの
を見直すことで改善すべきではないかと。解説放送というのはもっと別のものだと私なん
かは思います。以上です。

寺島●貴重なご意見をありがとうございました。このことにつきましては、今までも放送
事業者と何度も話をしている、NHKでは、キャスターの教育で、例えば、「ご覧ください」
とか「画面の通りです」というようなことは言わないようにという研修会をやっているんだ
そうです。でもそういうことが効果を上げていないのだと思います。こういったことも申し
入れていきたいと思っています。また先ほどのわざと聞こえないインタビューというのは初
めてお聞きしましたので、それも追加していきたいと思っています。

もう一人の方はいかがでしょうか？

花山●はい、岩井さんですね、よろしくお願いいたします。

岩井●日本ライトハウスの岩井です。私も、いろいろなグッズを扱っているんですが。
よく利用者の方から、われらはテレビは見えなくてもいいと。だから地デジになってもラジ
オはちゃんとあるんだらうな？と。ラジカセその他テレビのチューナーがついたラジオでテ
レビを聞いてらっしゃる方が非常に多いわけです。やはり広報が十分にできていないとい
う話の中に、ラジオは大丈夫かということもあります。視覚障害者にとって、音声で聞ける専
用の地デジのラジオというのも非常に重要なニーズであります。この辺の開発も含めてぜひ
お願いしたいと思っています。

改めて繰り返しますが、そういったことすら十分情報が伝わっていませんので、この辺
の広報、周知方、よろしくお願いいたします。

寺島●この質問について何かご意見はありますか？デジタルテレビを聞けるラジオがある
という話を聞いたことがあります。少し調べてみたいと思います。

では、もう一人の方、手を挙げておられますね。

高田●コマーシャルで思い出しましたが、テレビコマーシャルはほとんど字幕もな
いし、手話もない。解説放送もない。なぜコマーシャルにそのような手話とか字幕とか解説
放送がないのでしょうか。これはおかしい問題ですね。我々、障害者はそういった商品
を買わなくてもいいという意味なのではないでしょうか。寺島さん、ご意見をお伺いしたい
と思います。

寺島●これについても、懇談会で何度も話が出ています。イギリスでもコマーシャルに字
幕が入っていないんですね。それは、コマーシャルを出すスポンサーが嫌がるからだと言
っていました。日本でもまだ具体的には検討されていないそうです。スポンサーに言うのを憚
っているみたいな、そんなことを放送事業者の方は言っていました。我々はそれが事実かど
うかはわからないのですが、障害当事者の団体がどんどん要望を出していただいた方がいい
と思います。

宮本●コマーシャルのことなんですけれども、コマーシャルに字幕がつくということにつ

いて、今、実際に大きな矛盾が起こっています。皆さんご存じでしょうか。

テレビに字幕がついてなくても、例えば電車の中に字幕がついていますね。スポンサーが嫌がるという話もありましたが、それでは筋が通らないと思います。そういう矛盾がなぜかよくわかりませんが、とにかくその辺り調べてみて、課題として考えなければいけないと思います。

高岡●広告に字幕放送の字幕がつかないというのは、字幕をつけなくてもいいというように規定があったそうですけれども、それは改訂されて、字幕をつけられるようになって、広告主の方々も幾つかの番組に字幕をつけるという努力をされています。実際に聴覚障害者の方々と広告を提供する方々、広告を作る方々が一緒になって、どういう字幕がいいか、字幕をつけるとこういうふうになりやすくなるというような啓発活動を一生懸命されていますので、もう少し私たちも応援していく必要があると思います。

寺島●どうもありがとうございます。それでは、先ほど東京会場から手が挙がりましたので、後ろの方からお願いします。

東京会場●東京の視覚障害者です。福井さんが大変わかりやすくテレビのリモコンの使い方を説明してくれて、よかったと思います。ここで一つの具体的な提案をしたいのですが、これはあるメーカーのものを説明するのが目的ではないので聞く人が聞けば、視覚障害者の人ならあれだなとわかるようなものです。ここにリモコンではありませんが、数字キーがたくさんついた道具があります。テレビのリモコンは、この2倍か3倍くらいキーがあっても覚えきれません。私が今ここで持っている電気製品はとても具合がよくできています。聞こえると思いますが……

【機械音声】再生停止キー、押すたびに再生と停止の切り替え、または操作の決定。メニューキー、押し続けるとキー説明。

今言いましたけれども、メニューキーがありまして、3秒か5秒長押しすると、他のキー操作が無効になって、その代わりどのキーを押しても説明をしてくれます。

【機械音声】再生停止キー、押すたびに再生と停止の切り替え、または操作の決定。移動キー、押すたびにページ移動、見出し移動の切り替え。5キー、情報キー転用、バッテリーや経過時間など情報をガイド、押すたびに情報のスキップ。

というようなものです。今は地デジに関係する話でございますが、それがテレビのリモコンにつけばすばらしいです。目前にしている地デジ放送のために、キーについてリモコンについているあるボタン操作をすると全部キーを読み上げるという、これは非常に大事な機能だと思います。テレビということを離れて、リモコン一般、スイッチ一般について、ある操作をすると、キーを全部読み上げてくれるようにしたらよいのではないかと思います。できましたらメーカーの方からのコメントがあれば、ありがたいです。

寺島●どうもありがとうございます。大阪会場の谷水さん、お願いします。

谷水●貴重なご意見、ありがとうございました。操作するときには内容が一つひとつわかるようにすることが重要だと、今日改めて認識しました。リモコンに入れる場合、それから製品として対応する場合、両方の方法があると思います。少し持ち帰って、どうしたら今よりもっと操作がわかりやすくできるか、内部でいろいろ検討してみたいと思います。よろしくお願いします。

寺島●では、前で手を挙げていただいていた方、お願いします。

東京会場●「目で聴くテレビ」のことなのですが、4年くらいずっと、例えばプログラムを変えるということ、非常にキー操作も不便で、古い文字放送の場合の方が簡単でした。内容が違うせいか、その辺がそうなんだと思いますが。

また、最近、いろんなゲームをします。これご覧ください。DS ということで字幕がきれいに映るんですね。鮮明にわかるんです。携帯と比べても、似たような機能ですが、非常にいい機能で非常に便利なものです。以上です。

寺島●後半はご紹介でしたが、前半について高田さん、よろしいですか？ では、大嶋さん、どうぞ。

大嶋●字幕の操作、それから字幕の質ですね。これは今アイドラゴンⅡをご覧ください。いるのだと思います。来年4月から、デジタル対応に変わります。厚生労働省は、今、アイドラゴンを持っている人に対しては無料でアイドラゴンを配布するということを決めました。4月1日から始まるデジタル対応のアイドラゴンは、操作や字幕もきれいに出るようになります。今お持ちのアナログテレビにつないでもきれいに見えるし、デジタルテレビを買われた方は、デジタルテレビにつないでもきれいに見えるものになります。

寺島●どうもありがとうございました。後ろで手を挙げておられる方、お願いします。

東京会場●埼玉県からまいりました。普段は視覚障害者の点字ディスプレイのメーカーに勤めています。私自身、ロービジョン者なんですけれども、リモコンとデータ放送の受け取りに関して意見というか、お聞きしたいというか。まずリモコンなんですけど、先ほど質問された方が見せてくださったような、多くの視覚障害者が使っている機器を利用した共通化のリモコンを作れないかと考えました。

というのは、今、視覚障害者の中で、エアコンの場合はメーカー関係なく共通のリモコンだけ売ってたりします。そういう形で、先ほどの機器をメニュー選択して、左右で番号移動するなどの形をとれば、多くの視覚障害者が使っているので、ある意味使いやすいリモコンになるのではと考えました。

もう一つ、デジタル放送になったときに文字放送が増えるという話も聞いているのですが、そうなった際に、普段視覚障害者が多く使われている某企業のPC-Talkerというんでしょうか、そういうソフトウェアが既にあるので、そういう慣れ親しんだソフトウェアをつかって、普通の人には聞き取れない非常に速い速さで耳で聞き取れているので、スピード調節も含めて今まで使っている商品の中に取り込むことはできないか。既存にある視覚障害者関連企業とデジタル放送開発時のいろんな企業とのコラボレーション、話し合いというのはもう既に持たれているのか、可能性としてあるのかどうかということをお聞きしたいです。

寺島●では、これも谷水さんでいいですか？

谷水●皆さんが本当にテレビに対していろんなご意見・要望、熱心に話をさせていただいているのが、本当に伝わってきます。ありがとうございます。リモコンについてはメーカー間で共通でできるところとそうでないところがあると思います。音量とかチャンネル、放送のモード切り替えなどは、リモコンの中で各メーカーのコードを入れることで対応できると思います。ただ、メニューから入ってきて機能を選ぶというところでは、やはり各メーカーごとに工夫を凝らしていますので、一部の機能以外はなかなか実現が難しいところもあるのかなと。十字キーとか決定キーで押していくことである程度はカバーできると思うのですが、完全にということでは、ハードルがあるのかなと思います。この辺りも各メーカー同士で話をする機会に意見として出してみたいとは思っています。

あと、機器を専門に扱っているメーカー間での技術のコラボということでは、残念ながらほとんどできていない場合も多いというのが実態です。

今日参加していらっしゃる皆さんからもそういうメーカーさんを紹介させていただいて、我々の持っていない技術のところは、コラボも含めて今後やっていこうと思いますので、またいろいろとお聞きしたいと思いますのでよろしくお願いします。

寺島●どうもありがとうございました。そろそろ時間になりましたので、最後にパネラーの方のまとめを1分ずついただいて終わりたいと思います。最初に、大久保さん、お願いします。

大久保●では簡単に。まとめということではございませんが感想を含めて申し上げたいと思います。

まず先ほどフロアからいただいた字幕についてですけれども、平易な文章で漢字にルビを振ることは知的障害のある方にとって非常に重要なことです。それをまず申し上げたいと思います。

それから皆さんのご意見を聞いていく中で、技術的な問題、あるいは施策的な問題が多くあること。その中でご本人、当事者の声あまりうまく伝わっていないのではないかという話でした。例えば具体的に申し上げますと、今回のアイドラゴンⅡですか、これについても厚生労働省の特別対策基金からお金が出ることになったのですね。総務省のお金ではないのです。ということは、当初からこの補助金を考えていたのかどうか、どうもその辺がわからないところです。

それと午前中の藤井さんからの話にもありましたけれども、今、権利条約絡みで総務省ともお話をしています。その中で情報保障の問題は非常に重要に考えており、いわゆる流れとして申し上げるなら、どちらかというところ、これまで障害者を福祉の客体という形でとらえてきた。権利条約は障害者を権利の主体として強調しているといえます。つまり、福祉や雇用施策については一定の進展があるのですけれども、それ以外の部分がなかなか進んでいないという状況があります。実際に今回の総務省の対応についてもそのような感じを持ちました。

そこで、少なくとも、法律とか、制度・仕組みで、そういったものをどこかで担保しないとなかなか一歩前進しないのかなと。つまり、総務省の中の審議会みたいなものがあるでしょう。そういったところに当事者が参加して意見を述べる、厚生労働省の福祉分野、雇用分野ではそれは既に行われていてそれが制度の仕組みに反映されています。こういった形がベ

ースとして必要だと強く感じた次第です。そういう意味では私どもも JDF の会員の一人ですので、ともに一生懸命にやっていきたいと思います。以上です。

寺島●どうもありがとうございます。では高岡さん、お願いいたします。

高岡●高岡です。最初に少し、宮本さんの方から字幕利用者としての発言をされたと聞いたのですが、最初の発言は確かに字幕は使っている人なのですが、すべての障害者の立場で発言をしました。それから大阪からの質問があった、ローカル局の助成の問題については、多分、もしかしたらローカル局に字幕や手話制作をするマンパワーの問題があるかもしれません。これについては統一機構との業務提携で解決できるのではないかなと思いました。

最後のコメントですけれども、私たちは放送事業者、メーカーなどに働きかけをするのですが、私たち自身も意識を変えないといけないかなと思いました。それは私の所属している東京都の難聴者協会に総務省から地デジの説明会を開きたいというお話があったんですね。これから具体的に聞くとところなのですが、説明会を開く場所を2、3回提供すればいいかなと思っていました。しかし、今日の話の中で考えを変えました。難聴者協会の会員全員に、一人ひとりにちゃんと地デジが受信できているかどうか、そのことを確認する、いわば緊急災害時の安否確認のように一人ひとり確認をする、その中で私たち自身の意識を高め、社会に啓発を訴える、そういうまたとない良い機会ではないかなと。市町村など地域行政ともタイアップしてこの取り組みをするというのが、結構重要じゃないかなと思いました。

あと民間企業に対して何かしらこういう取り組みをやることが自分の会社のステータスになる、あるいはお金が儲かるというインセンティブも、私たちが知恵を絞って提案していくことも必要だと思いました。

寺島●どうもありがとうございました。宮本さん、お願いします。

宮本●これからの課題としてはもちろんモニタリングという機能が非常に重要で新しく盛り込むということは我々が取り組まなければならない課題だと思います。先ほども言いましたように法的な壁というものがまだまだ残っていますので、それをどのように打開していくか、我々、ともに頑張っていかなければならないと思います。以上です。

寺島●どうもありがとうございました。南谷さん、お願いします。

南谷●私、先ほど地デジという問題を関門にたとえて、我々障害者を挑戦者だと言ったのですが。そもそも公共のサービスとして人々が楽しむために提供されているはずの地デジが、関門になっていて、それに挑戦しなければいけないこと自体、何かおかしいんじゃないか。本当は即樂しめていいものじゃないのか、そういう疑問があるということを皆さん、確認しておいていただきたいと思います。

今回視覚障害関係の方では、やはり受像機の問題。これがないとどうしても話が始まらないので受像機及び解説放送の話が中心になってしまって、他の障害の皆さんとの連携の話があまりできてこなかったことを若干反省しています。これまで視覚・聴覚が中心だったんですが、今回知的障害の代表の方ともこのように協調することができまして、非常に心強く、またありがたく感じています。

視覚障害に関わらない障害全般の問題として、また別の観点を提示したいと感じているの

ですが、障害者権利条約の問題があります。本日は、障害者権利条約にこう定めてあるのだから国内でもこういうことを推進しなければいけないという話を中心だったと思いますが、もう少し別の観点をここで出してみたいと思います。つまり、障害者権利条約において、これがなぜ権利として盛り込まれているのか、認められているのか。またそれを権利として認めることを、障害者権利条約を積極的に推進しているような文明的で先進的な社会あるいは国家というものが、なぜ積極的にアドボケート、支持しているかということを考える必要があります。午前中に藤井さんから、日本政府の障害者権利条約の批准と、それを踏まえた対応について、なかなか気が重くなる部分もあるような話もありました。仮に権利条約と今の現状というものを、血眼になってつじつまを合わせる行動をとるとすれば、それは文明的で先進的な社会・国家が行うことと言えるのかどうかということについて、もう一度考えてみる。私は、ここで結論を言うつもりはありませんが、皆さん、自由に考えていただければと思います。

言いたいことはたくさんありまして、例えば今日取り上げられなかった緊急放送をどのようにバリアフリーにするかという問題。これは実は NHK 放送技術研究所の研究者の方がなかなかまい解決策を見つけていらっしゃって、技術的には解決のめどが立っていて、あとは何とか運用に持ってくるという段階に入っているという印象を受けている問題なんです。この話ができなかったこと。あるいは、テレビはテレビというものとどまらず、デジタル家電の中核の位置を占めているわけで、テレビを通じてデジタル家電を使いこなす観点を導入しなくてはいけないという話もしたかったのですが、話が長くなってしまいますし、そろそろ切り上げないと「笑点」が始まってしまうので、私としても話を済ませたいところなんです。ただ、2011 年までに、地デジを視覚障害者が見られる状況が実現しないと、仮に 2011 年以降、「笑点」が放映されても私は見られなくなってしまいます。ひょっとしたら私は 2012 年以降はここで 4 時間、5 時間しゃべり続けるかもしれません。それを避けたいということであれば、皆さんもぜひ、視覚障害者及び障害者全般の地デジのアクセシビリティということについて、積極的に考えていただければと思います。

寺島●どうもありがとうございます。最初に申し上げたように、厚生労働省、経済産業省、国土交通省に比べて、総務省の放送関係は、動きが鈍いというか、理解がどうも進んでいないという気がしています。その一つの原因は、私たち障害者放送協議会の力が及ばないというのがあるんじゃないかと思っています。しかし、この問題は、生存権に関わる問題です。ぜひ力を入れていきたいと思っています。皆様方のご協力をお願いいたします。

お忙しい中、しかも日曜日にたくさんの方にお集まりいただき、ありがとうございました。特に、大阪会場では立ち見席も出ているということですので、皆様方の関心の高さを知ることができました。いただいた貴重なご意見をこれからの私たちの活動に反映させたいと考えております。本日はどうもありがとうございました。

最後に、このスポンサーであります全国労働者共済生活協同組合連合会にお礼を申し上げます。また、本日、手話通訳、字幕制作、要約筆記など協力をいただいた多くの皆様に感謝申し上げます。また、大阪会場で司会をしていただいた花山さん、どうもありがとうございました。パネラーの方も本当にありがとうございました。

「地上デジタル放送の今後への期待」セミナー
報 告 書

発行 2009 年 3 月 31 日

編集・発行人 財団法人 日本障害者リハビリテーション協会
〒162-0052

東京都新宿区戸山 1-22-1

TEL：03-5273-0601

FAX：03-5273-1523

